

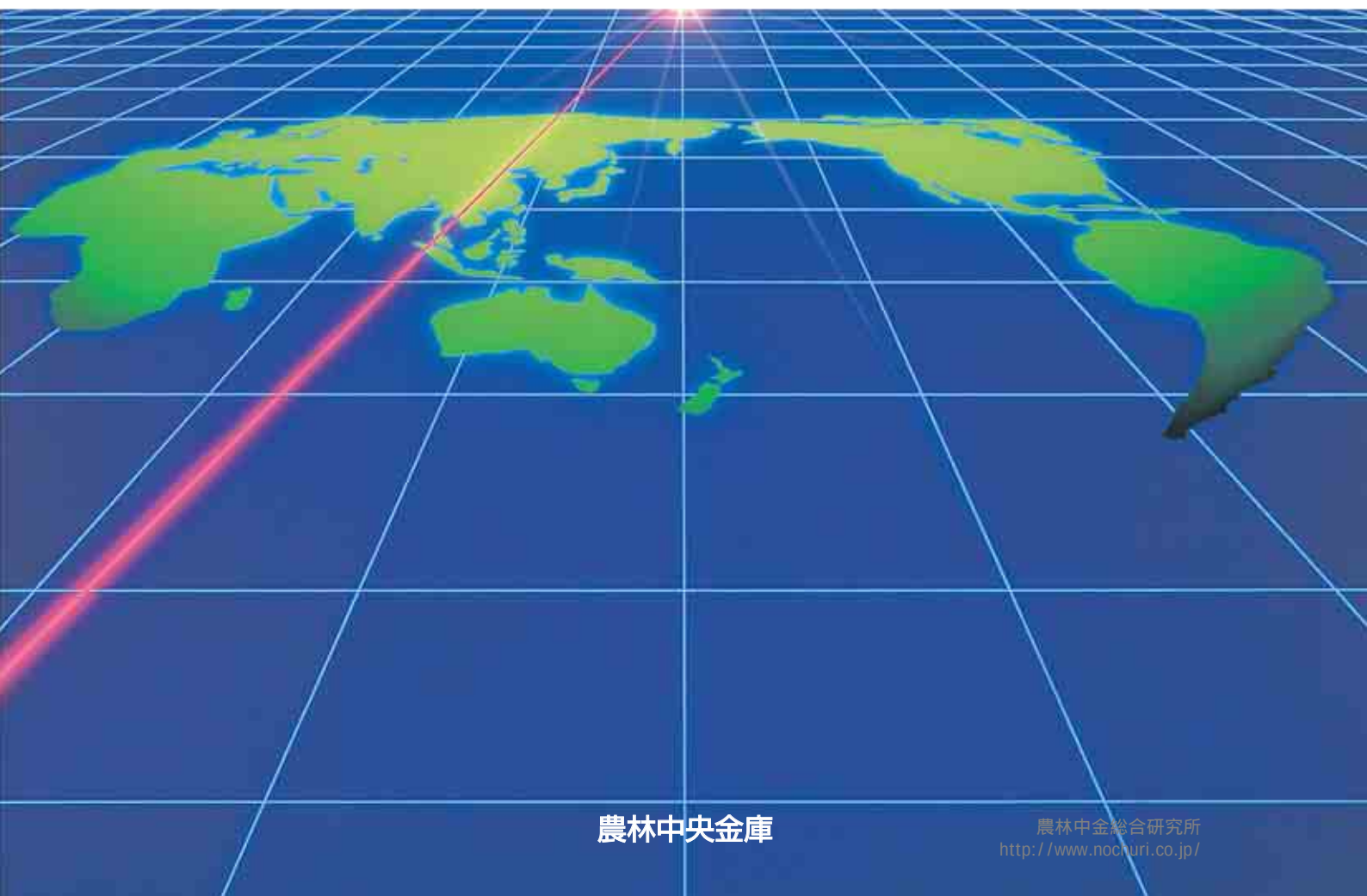
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2014 *1* JANUARY

内外経済・金融と農業情勢の展望

- 2014年の内外経済金融の展望
- 個人リテール金融の最近の注目点
- 日本農業をめぐる情勢と見通し



幻想のトリクルダウン

昨年12月、政労使会議がまとめた合意文書では、政府は「賃金上昇等について経済界への要請等の取組を行う」とされた。

4月から消費税率が3%上がり、さらにインフレ率2%を目指すとしているなかで賃金上昇が実現できなければ実質賃金減少による景況感悪化は深刻なものになる。そのような事態を回避できなければ（つまり賃金上昇が実現できなければ）、さらなる格差拡大と社会の分裂につながり、アベノミクスへの期待は失望に変わるだろう。賃金交渉に政府が関与するのは異例であるが、労使間協議のみに任せてはおけない、という危機感が政府側にあったとみられる。

「富める者が富めば、貧しい者にも自然に富が浸透（トリクルダウン）する」というトリクルダウン仮説は必ずしも実証されているわけではない。逆に、日本の企業は、賃金の抑制も含めたコストカットにより利益を積み上げ、企業の利益剰余金は300兆円を超える水準となったが、その一方で現金給与の総額は減らしている。また、民主党政権下の2010年末に菅総理（当時）から、法人税引下げに応じて「（投資や雇用に）一歩踏みこむよう約束」を求められた経団連会長は「経営者の責任は事業を大きく強くしていくこと」と述べるにとどめ、法人税減税が雇用の拡大や賃金の上昇に直接つながるものではない、との見方を示した。株主価値を最重視する立場からは、減税等による最終利益増益は株主に還元されればよいのである。

企業の自主性には任せておけない、という政府の懸念は、トリクルダウンが理屈の上では成り立っても現実には容易に実現しないという残念な事実から発している。にもかかわらず、経済政策の中心は企業の競争力強化であり、資本優遇策である。14年度税制改正について「家計から吸い上げたお金を企業にばらまく」との批判や、労働者派遣法の見直し案が「企業の使い勝手優先だ」という批判も外的なものではないだろう。

トリクルダウンに疑念を感じながらも、その仮説に依拠せざるを得ないというのが実情ではないか。オバマ大統領もかつて、「20年以上にわたって共和党員は、最も金持ちの人間にもっと与えよ、そして繁栄が他のあらゆる人々に滴り落ちることを期待しよう、という古い、信用の失われた共和党の哲学に賛同してきた。（中略）彼らが自らの失敗を背負うべき時だ」と、トリクルダウン政策を否定した。しかし、一方で彼が今推し進めようとしているTPPはまさにネオ・リベラルの市場モデルの典型である。

本年、上述した雇用環境の改善のほか、TPP交渉とその帰趨、農業政策の見直し、震災復興の着実な実践など、様々な課題が山積している。

今月の本誌は例年どおり展望号とし、経済金融の見通し、リテール金融の動向、新たな農業政策の展開について整理し、また国連が決議した「2014国際家族農業年」の意義を考察した。様々な課題を検討していくための一助となれば幸いである。

（（株）農林中金総合研究所 代表取締役専務 岡山信夫・おかやま のぶお）

今月のテーマ

内外経済・金融と農業情勢の展望

今月の窓

幻想のトリクルダウン

(株) 農林中金総合研究所 代表取締役専務 岡山信夫

正念場を迎えるアベノミクス

2014年の内外経済金融の展望

南 武志・山口勝義・木村俊文・王 雷軒 — 2

金融緩和と高齢化の影響について

個人リテール金融の最近の注目点

高山航希 — 20

米政策見直し、TPPなど岐路に立つ日本農業

日本農業をめぐる情勢と見通し

一瀬裕一郎 — 36

情勢

2014国際家族農業年

——今問われる「家族農業」の価値——

原 弘平 — 53

談話室

システム開発の話

(株) 農林中金総合研究所 代表取締役社長 古谷周三 — 18

本棚

宮本太郎 編

『生活保障の戦略 教育・雇用・社会保障をつなぐ』

早稲田大学 名誉教授 西川 潤 — 34

統計資料 — 60

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

2014年の内外経済金融の展望

—正念場を迎えるアベノミクス—

主席研究員 南 武志 主席研究員 山口勝義
主任研究員 木村俊文 研究員 王 雷軒

〔要 旨〕

- 1 2013年の世界経済は、これまでの「停滞気味の先進国、堅調な新興国」が崩れた。米国では財政政策を巡って、米議会が紛糾するなか、民間需要は底堅く推移し始めている。この数年、債務問題に悩まされ続けてきた欧州経済も底入れを模索し始めている。日本経済もまた、アベノミクスへの期待から景気回復の1年であった。一方で、このところ成長減速が続いてきた新興国経済では、米国の金融緩和策の出口を巡る思惑が、その成長の源泉であった「海外からの資本流入」を逆流させ、成長の持続可能性への懸念が高まった。
- 2 毎月850億ドルの債券買入れを行う米連邦準備制度による量的緩和政策第3弾（QE3）は、13年5月以降、その規模縮小を巡る議論が続いている。米雇用環境の改善もみられることから、14年3月までには規模縮小が決定されるとみられるが、債券買入れは継続されることから、その後も緩和政策は続くことになるだろう。一方、13年10月には連邦政府機関の一部閉鎖という事態にまで発展した債務上限の取扱いなどをめぐる財政協議であるが、14年秋の中間選挙までは抜本的な解決策が打ち出されないまま、問題先送りを繰り返すことになるだろう。
- 3 14年の海外経済を展望すると、米国経済については消費・設備投資など民間需要を中心に徐々に回復力を高めていくことが予想される一方で、それ以外の地域では緩慢な成長となるものと思われる。家計などのバランスシート調整が一巡した米国経済では、これまでの金融緩和策の効果が浸み出すことで、徐々に成長率を高めていくことが予想される。一方、13年半ばには下げ止まり感が出てきた欧州経済については、金融機能の脆弱さや企業・家計の過剰負債問題、さらにはデフインフレーションの進行もあり、低調な推移を続けるだろう。中国経済もまた、消費主導経済への構造調整を進める一方で、安定成長の確保という課題もあり、7%台前半の成長にとどまるだろう。
- 4 アベノミクスの本格始動に伴い、国内景気は回復を開始、特に13年前半は年率4%前後の成長を達成した。その牽引役は、これまでの輸出（または外需）ではなく、民間消費や公共投資などの国内需要であった。これまでのところ、円安による輸出数量押し上げ効果が顕在化していないが、先進国経済が徐々に持ち直していけば、輸出増が明確になる可能性はあるだろう。さて、14年度の国内経済は、消費税増税に伴う民間消費の不振により、厳しい状況となるだろう。政府は5.5兆円規模の経済対策に加え、業績改善企業に対する賃上げを要請したが、年度内に安定成長経路に回帰するのは難しいだろう。その結果、足元で前年比1%前後まで上昇率が拡大した消費者物価は、上昇圧力が緩和し、伸び悩むだろう。「2年で2%の物価上昇」を目指した政策運営を行っている日本銀行は、14年夏場までには一段の緩和策を検討することになるだろう。景気の低調さ、物価上昇圧力の緩和、追加緩和の可能性を受けて、長期金利は引き続き1%割れの状態が続くだろう。

目次

はじめに

——新興国経済の不透明感高まる——

1 米国のマクロ経済政策とその行方

- (1) 米国の金融政策
- (2) 米国の財政問題
- (3) 2014年の行方

2 海外経済金融の展望

- (1) 米国経済の展望
- (2) 欧州経済の展望

(3) 中国経済の展望

3 国内経済・金融の注目点と展望

- (1) アベノミクスの1年
- (2) 国内経済・物価の展望
- (3) 長期金利は1%割れ状態が継続

おわりに

——消費税増税とデフレ脱却・成長促進の両立は可能か——

はじめに

——新興国経済の不透明感高まる——

2013年はわが国の経済にとって、非常に重要な選択をした年と評価されるのかも知れない。12年暮れの総選挙で再び政権に返り咲いた自公連立政権は、デフレ脱却と成長促進を最優先課題と位置付けた安倍首相の下、大胆な経済政策運営にカジを切った。国内景気は持ち直し傾向が強まるとともに、物価も下落状態から抜け出している。

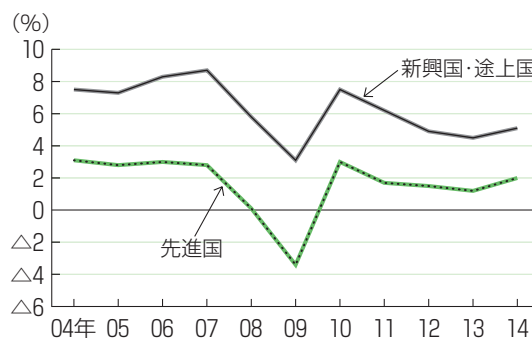
海外に目を転じると、リーマン・ショック(08年9月)以降の世界経済を牽引してきた新興国経済に不透明感が強まったことで、相対的に先進国の存在感が再び高まった印象が強い。実際、米国経済の持ち直しを受けて、米連邦準備制度(FRB)が実施している大規模な資産買入れ(量的緩和策第3弾、以下「QE3」という)の規模縮小に着手するのではないかという思惑が世界中、特に新興国の金融資本市場を大きく動揺させ

たほか、不況が続いてきた欧州では下げ止まり感も出るなど、日本を含めて経済情勢が好転してきたのは間違いない。

一方で、新興国経済では、今後予想される過剰流動性の収縮が、大掛かりな資本流出につながり、景気減速につながるのではないかと、といった懸念も浮上した。年明けにも可能性がある米国財政問題の帰趨も含め、内外の金融資本市場に今後どのような影響を及ぼすのか十分見極めなければならぬ(第1図)。

そのため、本稿では米国の金融・財政政

第1図 新興国の減速が目立つ世界経済
(実質成長率)



資料 IMFのデータから作成
(注) 13~14年はIMF予測(13年10月時点)。

策の評価・展望などを整理しつつ、14年の内外経済・金融情勢について展望していきたい。

1 米国のマクロ経済政策とその行方

リーマン・ショック後に大きく落ち込んだ米国経済は、09年6月に景気底入れして以降、緩やかな回復基調をたどってきた。13年を振り返ると、年初に給与税の減税措置が失効し、3月からは強制歳出削減が発動されたほか、10月には14年度予算や債務上限の引上げをめぐる政府機関が一時閉鎖する事態も発生した。こうした財政問題は米国経済の足かせとなっているものの、これまでのところ実体経済の減速にはつながっていない。

こうしたなか、QE3の縮小開始時期をめぐる思惑が交錯し、主要経済指標が発表されるたびに、金融資本市場は揺れ動いた。なお、財政問題については、債務上限が期限を迎える14年2月に再燃する可能性があり、景気回復の行方が注視される。

本節では、14年前半を通じて注目される米国の金融政策および財政問題について、現状を整理した上で先行きを展望したい。

(1) 米国の金融政策

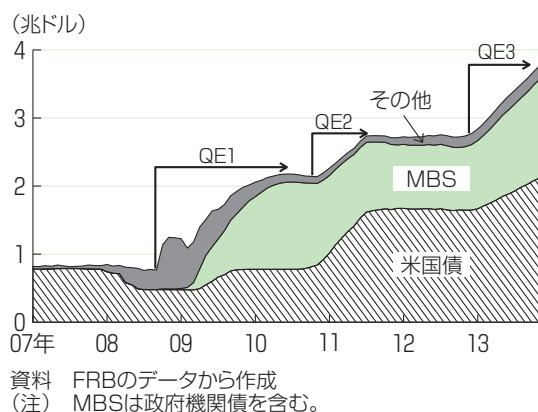
a 最近の金融政策の枠組み

FRBは、08年12月に政策金利であるフェデラル・ファンド（FF）金利の誘導目標を事実上のゼロ金利となる0～0.25%に引き

下げて以降、その枠組みを据え置き続けている。また、12年12月の連邦公開市場委員会（FOMC）では、政策金利の継続方針を「少なくとも失業率が6.5%を上回り、今後1～2年のインフレ見通しが2.5%を上回らない限り、異例の低金利を維持する」と、それまでの「少なくとも15年半ばまで」としていた具体的な期限から経済指標を参照する方針に改め、現在でも維持している。こうしたゼロ金利政策のフォワード・ガイダンス（時間軸政策）は、景気刺激のためにこれまで5回にわたり強化する方向で修正された。

さらに、FRBは政策金利に引下げ余地がなくなったことから、住宅ローン担保証券（MBS）や米国債などの資産を大量に購入することで市場に大量の資金を供給する量的緩和策を導入し、金融緩和を強化している。08年11月から10年6月まで実施した信用緩和策（量的緩和策第1弾、QE1）では、住宅ローン担保証券（MBS）や米国債など総額1兆7,000億ドルの資産を購入、次いで10年11月から11年6月まで実施したQE2では米国債を合計6,000億ドル買い入れた。そして、12年9月以降現在まで実施されているQE3では、「物価安定の下で雇用改善が確認されるまで」といった無期限で当初MBSを月額400億ドル、さらに13年1月からは12年末で終了したオペレーション・ツイストの代替策として米国債を同450億ドル購入し始めている。また、MBSや米国債の償還資金を再投資する政策も継続している。この結果、FRBの保有資産額（金や現金を除

第2図 FRBが保有する総資産の推移



く)は過去最大となり、リーマン・ショック前の約8,000億ドルから直近では約3兆7,700億ドルと5倍弱の規模に拡大した(第2図)。

以上のとおり、FRBが現在実施している金融政策は、ゼロ金利政策、フォワード・ガイダンス、量的緩和策、の3つから構成されている。

b FRBの出口戦略

FRBは、QE2終了時の11年6月に緩和政策から通常の政策運営に戻す「出口戦略」について、基本的な考え方を公表した。それによると、適切なタイミングとペースを勘案した上で、まず、最初の段階では償還を迎えた債券の再投資をやめ、同時もしくはその後の適切な時期にフォワード・ガイダンスを修正する。次の段階で、FF金利の誘導目標の引き上げを開始する。また、こうした正常化に向けた過程のどこかで超過準備預金金利を引き上げる。そして、最終段階では、最初の利上げ後もしくはその後の適切な時期に保有資産の売却を開始するが、

経済見通しや金融情勢を考慮して段階的かつ長期的に進めるとされている。

つまり、FRBの見通しに沿った景気回復が今後現実のものとなれば、QE3の規模縮小が開始され、FRBは上記手順のように出口戦略に踏み切ることになる。

しかし、異例の金融緩和策が長期化したこともあり、FRBが出口に向けた姿勢を示すだけで市場が敏感に反応する状態が続いている。最たる例としては、13年5月22日にバーナンキFRB議長がQE3の規模縮小開始を示唆する発言をして以降、市場では早期縮小観測が高まり、米国の長期金利が上昇したほか、流動性収縮への懸念から新興国に流入していた海外資金が急速に流出するなどの事態を引き起こしたことが挙げられる。

結局、FRBはその後、①経済指標の改善が不十分であること、②住宅ローンなど金利上昇を懸念したこと、③財政協議の行方が不安視されることなどを理由に9月のFOMCでは縮小開始の決定を見送った。また、緩和政策に前向きな「ハト派」で知られるイエレン次期FRB議長が、11月の指名承認公聴会で引き続き現行の緩和政策を維持することを示唆したことから、早期縮小観測は後退した。

ただし、その後に公表された10月開催分のFOMC議事要旨では、FRBの見通しに沿った雇用の改善が確認されれば、今後数か月でQE3の規模縮小に着手できるとの認識で一致したことが判明し、近いうちに規模縮小が開始されるとの見方が広まっている。

(2) 米国の財政問題

a 混迷を深める財政協議

米国経済の足かせとなっている財政問題であるが、12年の大統領選後も議会下院で与党民主党が少数である「ねじれ状態」が変わらなかったこともあり、財政健全化に向けた議論が進まず、問題の先送りが繰り返されている。

13年は、年初に減税失効と強制歳出削減が重なる「財政の崖」への対応があり、同問題を回避するために企業向け投資減税など多くの減税措置が延長され、強制歳出削減の開始時期も2か月先送りされた。一方、12年末に法定上限に達していた連邦政府の債務上限は、5月まで暫定的に引き上げられたものの、与野党の対立からそれ以降の引き上げはできず、財務省は特別措置による資金繰り対応に迫られた。その後、議会は9月に14年度（13年10月～14年9月）予算案と債務上限引き上げについて審議したものの、野党共和党が14年11月の中間選挙での勢力拡大をねらってオバマケア（医療保険改革法）の大幅修正を求め、瀬戸際まで強硬姿勢を続けたことから協議が難航した。

この結果、14年度予算が成立せず、10月1日から政府機関が一部閉鎖する事態に陥り、さらに債務上限引き上げの期限も迫り、債務不履行への懸念が強まった。しかし、野党共和党は世論の支持を得られず、最終的に譲歩し、期限とされた10月17日の直前に、14年1月15日までの歳出を認める暫定予算とともに同年2月7日まで国債発行を認めるという債務上限引き上げに関する法案

が可決し、事態は収拾された。

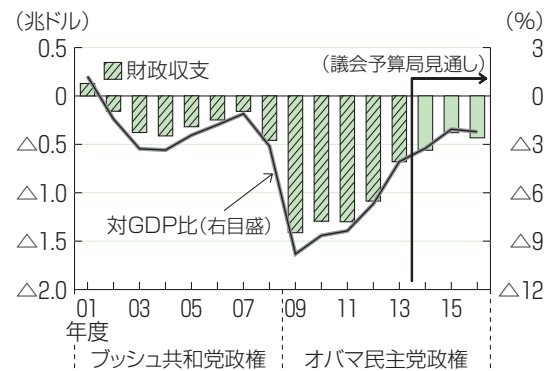
ただし、当面の財政運営方針を検討する超党派委員会は、13年12月に期限以降の予算継続のほか、強制歳出削減の一部減額措置で合意したものの、債務上限の取扱いについては決まらず、14年2月に財政問題が再燃する可能性もある。

b 米国財政赤字は予想外に改善

米国の財政赤字は、08年のリーマン・ショック以降、成長減速の一方で税収の落ち込みや財政出動による景気刺激策が実施されたことから、以前の2倍以上の規模に膨張し、4年連続で1兆ドル超となった（第3図）。しかし、13年度（13年9月末）は6,803億ドル（対GDP比4.1%）と、強制歳出削減が発動された一方で景気回復による所得税や法人税などの税収増により財政赤字が減少し、予算教書での見通し（9,700億ドル）を3割下回った。

また、13年11月に公表された米議会予算局（CBO）による長期財政収支見通しによれば、引き続き赤字削減策の実施を前提と

第3図 米国の連邦財政赤字



資料 米国財務省、商務省、議会予算局から作成

していることから、その後も財政赤字が減少し、15年度には3,780億ドル（対GDP比2.1%）と07年以来の低水準になる見通しとなっている。ただし、強制歳出削減の一部減額措置が議決されれば、財政赤字の改善ペースはやや鈍ることになる。

このように、オバマ政権2期目は久しぶりに財政収支が改善方向で推移する見通しが示された。今後も多額の財政赤字削減が必要となるものの、景気回復を犠牲にしてまで財政健全化を進めるべきではなく、成長のバランスを考慮しながら財政協議に取り組むことが米議会には望まれる。

(3) 2014年の行方

後述のとおり、米国経済は徐々に景気回復力を高め、雇用環境の改善が続く可能性が高いとみる。こうした状況の下、FRBは経済指標の改善を確認しながら、QE3の規模縮小の開始を決定することになるだろう。その時期は14年3月までには訪れる可能性が高い。もちろん、FRBが規模縮小を決定したとしても、資産買入れという行為は当面は続くことから、金融政策が転換されたと評価するのは適当ではなく、緩和策はその後とも継続するとみるべきであろう。ただし、国際通貨基金（IMF）などが求めるように、新興国を含め、世界経済全体に及ぼす影響については十分配慮する必要があるだろう。

一方、財政問題については、少なくとも14年秋の中間選挙までは、民主党、共和党が根本的な解決策で合意することはなく、

問題の先送りが繰り返されることになるだろう。ただし、与野党とも中間選挙を控え、債務不履行への懸念を引き起こすような事態にはしないとみられる。また、このところ財政赤字が想定以上に改善していることもあり、危機意識が薄れ、財政協議の議論がやや停滞するリスクには留意する必要があるだろう。

2 海外経済金融の展望

(1) 米国経済の展望

米国の13年7～9月期の実質GDPは、個人消費や設備投資が減速したものの、住宅投資が好調な伸びとなったほか、在庫投資の寄与が拡大したことや政府支出が増加に転じたことなどから、3四半期連続で加速した。

しかし、個人消費は、リーマン・ショック後に続いていた家計のバランスシート調整がほぼ終了したものの、所得の改善が遅れており、年末商戦もやや不調気味に推移したことなどから、14年前半にかけてやや弱い動きが続くと考えられる。ただし、株高による資産効果の好影響も期待されることから、悲観する必要性は薄いだろう。

また、設備投資は、先行指標となる非国防資本財受注が減少傾向を示していることから、増勢ながらもやや弱い動きが続くと予想する。一方、住宅投資は、緩和政策の継続観測を背景に住宅ローン金利の上昇圧力が一服していることから、引き続き増加傾向で推移するとみられる。しかし、外需

については、足元で持ち直しの動きがみられるものの、海外経済の回復が緩慢であることから、米国からの輸出も増加ペースが鈍いまま推移すると予想する。また、政府支出に対しては、13年3月から強制歳出削減が開始されたが、14年も一部減額されるとはいえ継続することとなり、今後も緊縮財政の強化から厳しい歯止めがかかると予想する。

総じてみると、米国経済は13年末から14年1～3月期にかけてやや低調な動きとなり、成長率は2%台前半で推移すると見込まれる。しかし、その後は、政府支出の減少が引き続き下押し圧力となるものの、13年前半にあったような財政面からの景気減速効果が薄れることに加え、これまでの金融緩和策により内需の自律回復が始まると考えられることから、成長率は2%台後半～3%台前半に伸びを高めて推移すると見込まれる。ただし、財政問題が難航し、債務上限引上げ協議で再び混乱することになれば、景気を下押しするリスクはあるだろう。

(2) 欧州経済の展望

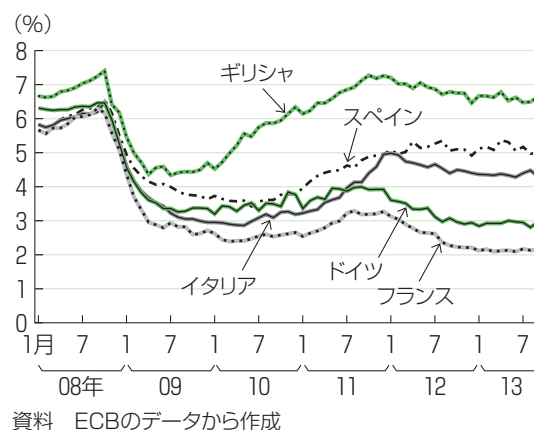
欧州では、ユーロ圏の実質GDP成長率が13年4～6月期には前期比0.3%と7四半期ぶりにプラスに転じた後、引き続いて7～9月期にも同0.1%のプラス成長を維持するなど、景気下げ止まりの兆しが現れてきている。しかしながら、緊縮財政はまだ継続すること、域内の金融機能は依然として脆弱であること、企業や家計でも債務の

削減が課題となっていること等からすれば、今後も当面の間は実体経済の本格的な回復は困難とみられる。加えて、足元では物価上昇率の低下（デフレーション）が急速に進んでおり、それが経済へ及ぼす負の影響についても注意が必要となっている。

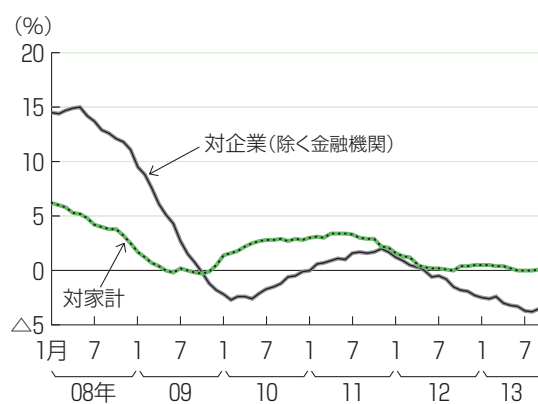
経済の重石になると考えられる上記の要因のうち、まず第1点目の緊縮財政については、13年5月には欧州委員会がフランスやオランダを含む6か国に対し財政赤字目標達成期限の1～2年間の延期を認めるなどの措置をとった。しかし、この期間中にも各国では緊縮財政は継続し、これが引き続き内需の抑制要因となるものとみられる。

次に2点目の脆弱な金融機能については、加盟国間での貸出金利の格差拡大（第4図）や銀行貸出残高の減少傾向（第5図）に現れているように、ユーロ圏では欧州中央銀行（ECB）による金融緩和政策の伝達経路が十全に機能しているとは言えず、その効果の浸透が妨げられている状況にある。これは、経済の回復にとっては大きな障害

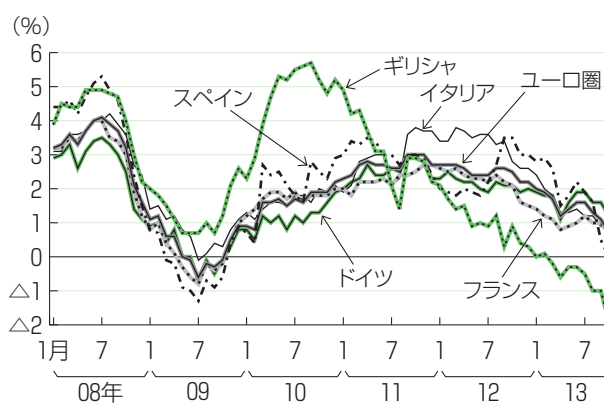
第4図 貸出金利推移
(対企業、新規、1年以内、100万ユーロ以内)



第5図 銀行貸出残高伸び率
(ユーロ圏, 年率)



第6図 消費者物価指数(CPI)上昇率
(前年同月比)



となるものと考えられる。

3点目として、ユーロ圏では多くの国において企業や家計の負債比率が高止まりしており、これらの改善も課題である点に注意が必要である。金融危機後に銀行や家計などの民間部門のバランスシートの改善を進めた米国に対し、強い市場の圧力の下でまず国家財政の改革に注力せざるを得なかったユーロ圏では企業や家計の財務改善は年来の課題として残されており、今後その改善の過程では内需の抑制効果が働くことが考えられる。

4点目のデフレーションは足元で急速に進行しており、またその主因の一つと考えられる域内の内需の低迷は今後も継続する可能性が高いことから、特に注意を要する点である。

ユーロ圏の消費者物価指数(CPI)の上昇率は11年後半に前年比3.0%に達した後、低下に転じたが、最近の1年程度の間にその低下の勢いが強まっている(第6図)。13年10月には同0.7%にまで低下、11月(速報値)

は同0.9%となったが、これは「中期的に」とはしているものの、「CPIの年間上昇率を、2%を下回るが、これに近い水準に維持する」とするECBの政策目標を大幅に下回っている。

このデフレーションの進行には、大きなリスクが存在している。まず、実質金利の上昇により、投資が抑制される可能性である。例えば固定資本投資額の推移をみれば、ユーロ圏ではその低下傾向が続いているが、デフレーションはこうした傾向を助長することが考えられる。また、インフレによる実質的な負債削減効果が弱まることに伴う負の影響も大きい。特にユーロ圏では、上記のとおり、国家財政ばかりではなく過大な負債を抱える企業や家計のバランスシートの改善も課題となっているため、財務改善の全体的な負担増加に伴う内需の抑制継続は实体经济に大きな負荷となる。

ECBにとりデフレーション進行への対応は過去に経験のない新たな課題であるが、欧州連合(EU)の条約により財政ファイナ

ンスが禁じられていることで米国型の量的緩和政策は採用し難いなど、ECBの政策には大きな制約がある。このため、有効な対応策を打ち出せない間に、ユーロ圏では景気低迷とデスインフレ進行の間の悪循環に通貨高が加わり、さらに高い失業率を伴うことで問題を深刻化させる恐れがある。また、こうした情勢は、企業の収益力の弱さからドイツよりもフランスやイタリア等の経済に一層大きな負担となることが考えられ、これにより経済情勢の二極分化が拡大し、ECBの政策をより困難化させる可能性もある。

財政政策が縛られ、かつ金融政策にも制約があるユーロ圏で、政策当局がデスインフレの進行に対し実効性のある対策を打ち出すことができるのかが注目される。

(3) 中国経済の展望

リーマン・ショック後の中国経済は、大規模な景気刺激策により、10年には10%成長にまで回復した。しかし、その後は緩やかに減速、12年は同7.7%まで成長率は低下し、13年に入っても減速傾向で推移した（第7図）。

政府は景気減速を食い止め、13年の成長目標である7.5%を達成するために年後半に入り、鉄道など交通インフラの整備やスラム街の再開発などの小幅な景気対応策を打ち出した。海外経済の緩やかな回復に伴って、中国の輸出も回復したことから、7～9月期の実質GDP成長率は前年比7.8%と小幅持ち直した。

第7図 中国の実質GDP成長率の推移

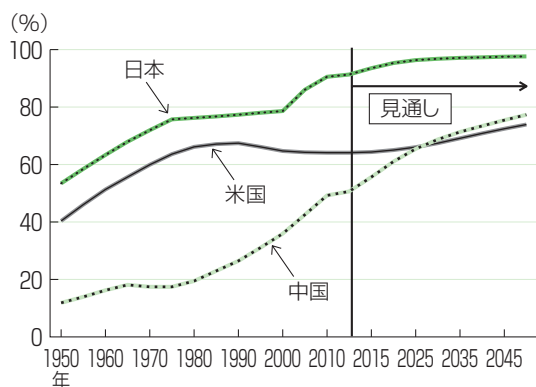


しかし、景気の回復力は決して強いものではない。また、政府がさらなる景気対応策を打ち出す可能性も低いとみられるため、10～12月期の実質GDP成長率が再び小幅に減速すると予想される。その結果、13年としては7%台後半の成長率になることが確実視されている。

14年については、「ぜいたく禁止令」の影響が一巡するため、消費の伸びがやや高まるものの、過剰設備投資の抑制などから固定資産投資の伸びが緩やかに減速するほか、外需も大きな期待はできないため、同7%台前半の成長率にとどまると予想する。

中国経済を中長期的にみた場合、内陸地域の経済発展が沿海地域に比べて大きく遅れており、地域間のバランスとれた発展を促すためにも、今後も内陸地域向けのインフラ投資は増加が続くとみられる。また、中国の都市化率（12年：35.3%、公安部発表）は年々上昇しているものの、先進国（70%以上）と比べて依然として水準は低い（第8図）。そのため、政府は安定成長のためにも都市化率引上げに積極的に取り組んでいる。

第8図 米国・日本・中国の都市化率の推移とその見通し



資料 World Urbanization Prospects: The 2011 Revisionから作成

(注) 都市化率(都市人口/人口全体)とは、ある特定地域における人口集中度を表す指標である。国ごとに都市人口の定義が同じではないため、比較の際に各国の定義を確認する必要がある。なお、最近の中国の「都市人口」は都市人口(cities)+鎮人口(towns)を指す。

さらに、13年11月に開催された今後10年間の政策方針を決める会議である「三中全会」では、従来の政府の役割を改め、多くの領域における規制緩和が決定された。こういった規制緩和を通じ、民間の活力を一層発揮できるような環境を整備すれば、「改革のボーナス」を得られる可能性が高いとみられる。

以上から、中国経済は中長期的に6～7%の成長を維持していく可能性が高いと思われる。

一方、大気汚染などの環境問題が深刻さを増すなど、国民の不安・不満も高まりつつある。政府もこれらの問題の深刻さを認識し、安定成長を維持しながら「構造調整」を進めている。とりわけ、鉄鋼やアルミなどの生産過剰分野への資本投入を抑制し、消費主導型の経済発展パターンへの転換を始めている。ただし、既得権益集団の強い抵抗もあり、「構造調整」は予定通りに進ん

でおらず、時間を要するとみられる。

また、地方政府の債務急増問題も懸念されている。最新の債務規模は発表されていないが、各種の報道などをみると、地方政府の債務残高は12年末で20兆元(対GDP比39%)にのぼる。今後、中国経済が大きく減速した場合には、不動産価格の急落や歳入の減少が生じ、一部の地方政府が債務不履行に陥る恐れがある。

さらに、米国QE3の規模縮小が近い将来実施されれば、これまで中国に流入していた海外資金が一気に流出するとの懸念も指摘されている。確かに先進国の大規模な金融緩和を受けて中国にも流入した資金は、13年5月に米国の緩和縮小観測の高まりによって6、7月には流出がみられた。しかし、流出額は資本移動の制限から少額にとどまっており、さらに膨大な外貨準備高(13年9月末時点、3.7兆ドル)により、実体経済への影響は限定的だった。14年前半にも米国QE3の規模は徐々に縮小されるとみられるなか、中国経済が安定成長を実現すれば、大規模な資金が一気に流出することは考えにくいと思われる。

なお、チャイナ・リスクの一つとしてよく指摘されているのはシャドーバンキングである。投資銀行や格付会社の推計によれば、中国のシャドーバンキングの規模は10年末で対GDP比3割弱、12年末は6割弱にも達するほど急増した。さらに、取引の不透明さ、期間ミスマッチなどの問題点も抱えている。しかし、サブプライム問題と比較しても、金融商品の内容は複雑ではなく、

規模も先進国に比べて小さく、さらに資本規制によりシャドバンキングセクターへの海外資金流入も極めて限定的である。中国当局がシャドバンキングに対する規制も強化していることなどから、金融危機を招く可能性は低いと考えられる。

3 国内経済・金融の注目点と展望

(1) アベノミクスの1年

12年12月に発足した第2次安倍内閣は、「大胆な金融緩和」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」の、いわゆる「3本の矢」と称される政策パッケージを一体的に推進（＝アベノミクス）することで、日本経済を疲弊させていたデフレからの早期脱却と、それによる成長促進を促してきた。

具体的には、デフレ脱却に向けた日本銀行との連携強化、黒田新総裁の下での異次元緩和（マネタリー・ベースを2年で倍増することを柱とする「量的・質的金融緩和」）の導入、約13兆円の12年度補正予算の編成、そして「民間の力を最大限引き出す」「全員参加・世界で勝てる人材を育てる」「新たなフロンティアを作り出す」ことを通じて、「成長の果実の国民の暮らしへの反映」を目指す「日本再興戦略」の策定などを行ってきた。「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」によれば、今後10年間の平均で名目3%程度、実質2%程度の経済成長の実現を目指し、これにより10年後には1

人当たり名目国民総所得（GNI、12年度：約384万円）は150万円以上の拡大が期待される、としている。

アベノミクスの始動当初は、円安や世界経済の持ち直しなどによって輸出主導での景気回復が始まり、それが強力な金融財政政策との相乗効果によって内需へ波及していく、という姿が見込まれていた。しかし、実際の動きは逆であった。株価回復などによる資産効果も手伝って、民間消費が先んじて回復するなど、内需が先行して回復傾向を強めたが、輸出は円安が定着したにもかかわらず、頭打ち気味で推移している（第9図）。

このように輸出が伸び悩んだ原因としては、①短期における輸出数量の価格弾性値はゼロに近い半面、所得弾性値は比較的大きいことを踏まえると、1年という期間では円安効果が出にくく、むしろ海外経済のもたつきの影響が強く出ている、②過去15年にもわたるデフレは円高圧力を生んだが、特にリーマン・ショック後の不適切な金融政策は過度の円高ショックを日本経済・製

第9図 輸出と為替レート



資料 日本銀行資料から作成
(注) 実質実効レートは値が高いほど通貨価値が高い。

造業に与え、その結果として生産拠点の海外シフトが必要以上に進み、円安による輸出数量の改善効果が出難くなった、などが挙げられるだろう。

実際に、輸出関数を推計して所得・価格の各弾性値を調べてみると、推計期間を1980～95年としたケースでは所得弾性値が0.519、価格弾性値が0.787であったのに対し、推計期間を1990～2012年としたケースでは所得弾性値が0.624と上昇した一方で、価格弾性値は0.210へ低下がみられるなど、輸出数量は為替レートや輸出物価の変化に感応的ではなくなっていることが見てとれる。^(注)

しかし、国内にも輸出を行う生産拠点が存在し、競争が存在している以上、円安が輸出数量に全く影響しない、ということはないだろう。80年後半の米国経済の例を挙げれば、プラザ合意（85年9月）によってドル高修正が実現したものの、Jカーブ効果もあって当初2年ほどは米国の貿易赤字は膨らみ続け、赤字縮小が始まったのは約2年後の87年末からであった。また、国内製造業はより高付加価値な財、最終消費財については新興国向けより先進国向けに特化しているとみられ、欧米諸国の景気回復が今後強まれば、輸出数量の増加が明確になりやすいと思われる。

内外需がバランスよく成長することができれば、日本経済はデフレからの早期脱却を実現し、物価安定下での持続的成長経路へと回帰することが見込まれるが、後述のとおり、14年4月に予定される消費税増税

がそれに対して大きな障害となるリスクを意識せざるをえない。アベノミクスにとっての正念場が訪れようとしている。

(注) 被説明変数を実質輸出指数（日本銀行）、説明変数を①世界輸出数量指数（資料：WTOデータより農中総研試算）、②輸出の相対価格指数（日本の輸出物価指数（資料：日本銀行）／米国生産者物価（資料：米国労働省））とする対数線形で、推計期間をいくつかのケースに分けた重回帰分析を行った。

(2) 国内経済・物価の展望

「消費税率引上げ前」の13年度下期と「引上げ直後」の14年度上期とで、国内景気の状態が大きく異なる可能性については、多くの人が認めるところであろう。それゆえ、政府もまた、国費支出規模5.5兆円の経済対策を策定したほか、業績改善した企業に対する異例の賃上げ要請などで、増税後の景気落ち込みを緩和するための手立てを企てている。

問題は、消費税の増税ショックは一時的であるのか、それとも長引くものであるのか、ということだ。このことは15年10月に予定されている消費税率の10%への引上げの可否を左右するばかりか、デフレ脱却やそれによる成長促進を目指すアベノミクスの成否を握る問題であるとも言え、当面の日本経済にとって最も重要なテーマの一つといえるだろう。

この増税ショックの大きさは、その時点の景気情勢に大いに左右されることは言うまでもない。税率3%引上げは年間8兆円強の増税措置に相当するが、14年4月時点では日本経済はデフレからの完全脱却はま

だ実現できておらず、成長戦略による民間投資誘発も発生する以前の状況であろう。13年度下期の成長率が高めに推移したとしても、増税前の駆け込み需要による面が大きく、増税による悪影響を十分吸収しうだけの「体力」はまだ備わっていないと思われる。経済対策などの効果で公的支出はある程度の景気下支え効果となるほか、海外経済、特に米国経済の持ち直しや円安定着の効果を反映して、輸出も徐々に増え始めると思われるが、増税後に落ち込む国内需要を穴埋めできるだけの力は期待できないとみる。

そのため、4～6月期は、13年度末にかけての駆け込み需要の反動が強く出ることになり、大幅なマイナス成長に陥るだろう。その後、7～9月期にはある程度のリバウンドが期待されるが、10～12月期には成長率の鈍化も予想され、デフレ脱却に向けた成長経路への早期の回帰は困難と思われる。

以上を受けて、14年度の実質成長率は1.1%、名目成長率は2.4%と予測した(第1表)。消費税増税にもかかわらず、潜在成長率並みの1%前後の成長率ということで、表面的には増税の影響は限定的ともみられかねないが、13年度からのゲタの水準を下回るなど、実態的にはマイナス成長となる可能性が高い。過去を振り返れば、経済成長率が前年度からのゲタの水準を割

第1表 2013～14年度 日本経済見通し

	単位	2012年度 (実績)	2013年度 (予測)	2014年度 (予測)
名目GDP	%	△0.2	2.4	2.4
実質GDP	%	0.7	2.6	1.1
民間需要	%	1.5	2.1	0.4
民間最終消費支出	%	1.5	2.7	△0.5
民間住宅	%	5.3	6.6	△5.6
民間企業設備	%	0.7	0.7	3.3
民間在庫品増加(寄与度)	ポイント	△0.1	△0.3	0.3
公的需要	%	1.4	4.3	2.0
政府最終消費支出	%	1.5	1.9	1.4
公的固定資本形成	%	1.3	15.6	4.4
輸出	%	△1.2	4.2	5.6
輸入	%	3.8	4.6	3.7
国内需要寄与度	ポイント	1.5	2.6	0.8
民間需要寄与度	ポイント	1.1	1.6	0.3
公的需要寄与度	ポイント	0.4	1.0	0.5
海外需要寄与度	ポイント	△0.8	0.0	0.4
GDPデフレーター(前年比)	%	△0.9	△0.2	1.3
国内企業物価(前年比)	%	△1.0	1.8	4.1
全国消費者物価(前年比) (消費税増税要因を除く)	%	△0.2	0.6	2.7 (0.7)
完全失業率	%	4.3	3.9	4.0
鉱工業生産(前年比)	%	△2.6	3.2	0.9
経常収支(季節調整値)	兆円	4.4	4.4	6.8
名目GDP比率	%	0.9	0.9	1.4
為替レート	円/ドル	83.1	99.8	104.5
無担保コールレート(O/N)	%	0.08	0.08	0.06
新発10年物国債利回り	%	0.78	0.70	0.74
通関輸入原油価格	ドル/バレル	113.4	108.6	110.0

資料 実績値は内閣府「国民所得速報」などから作成。予測値は農中総研(注)1 全国消費者物価は生鮮食品を除く総合。断り書きのない場合、前年度比。

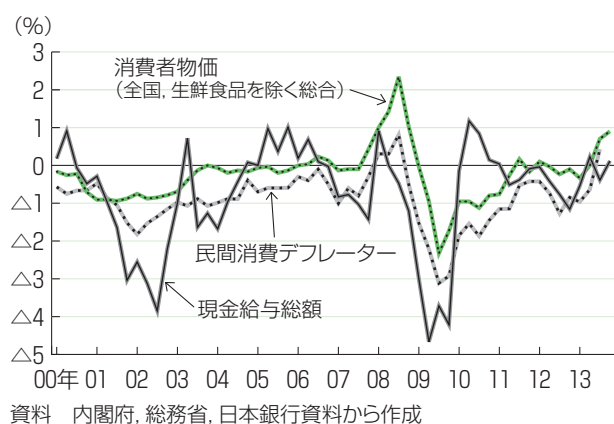
2 無担保コールレートは年度末の水準。

3 季節調整後の四半期統計をベースにしているため統計上の誤差が発生する場合もある。

り込んだ年度は、いずれも景気後退に陥っていることから、景気動向には注意が必要であろう。また、名実逆転の解消は17年ぶりだが、あくまで消費税率引上げが主因である。13年中は改善がみられた企業・家計の景況感も再び悪化する可能性が高い。

一方、物価については、円安定着や電気・ガス代の値上げ継続などエネルギー高騰な

第10図 消費まわりの物価と賃金の動き(前年比)



どを主因として、13年6月には全国消費者物価（除く生鮮食品，以下同じ）は前年比プラスに転じた（第10図）。最近では，堅調な消費を背景に需給バランスが改善方向にあることから，足元の消費者物価は前年比1%弱まで上昇率が高まってきた。13年夏以降は，エネルギー関連の押し上げ効果が一巡しつつあるが，年度末にかけては景気拡大の影響で，物価上昇率は前年比1%前後での推移となるとみられる。ただし，14年度には消費税増税の影響によって国内景気が一時的にせよ大幅に悪化し，その後も急速に回復することは見込めないため，物価上昇圧力は一旦解消すると予想される。消費税増税の影響により，14年度の消費者物価上昇率は前年度比2.7%が見込まれるが，増税の影響を除けば同0.7%にとどまるだろう。

こうした状況を受けて，「2年で2%の物価上昇」を政策目標として掲げる日銀は，異次元緩和を一段と強化する政策を検討・実施せざるをえないだろう。

(3) 長期金利は1%割れ状態が継続

13年の長期金利（新発10年国債利回り）の変動を振り返ると，4月初旬の異次元緩和の導入まで低下基調をたどり，特に同政策の発表直後には一時0.315%という過去最低水準となった。しかし，その後は上昇に転じ，6月まで時折乱高下する場面も少なかった。しかし，過度の長期金利変動を抑制するために，日銀が国債買入れオペの弾力運用を実施したこともあり，7月以降は変動幅が落ち着き，再び低下傾向が強まり，年末にかけて0.6%前後での推移となっている。

14年について展望してみると，消費税増税後の景気停滞や物価上昇圧力の緩和，それらを受けた日銀の追加緩和などにより，長期金利は引き続き1%割れという低水準での推移が見込まれる。リスク要因としては，①多くの予想に反して日銀が目標とする2%の物価上昇が達成できそうな場合，②消費税増税後の景気低迷によって，15年10月の消費税率10%への引上げが困難になり，わが国の財政健全化への道筋に警戒感が強まる場合，が挙げられるが，いずれも長期金利の上昇は避けられないとみる。長期金利の急上昇への警戒は今後とも不可欠である。

おわりに
——消費税増税とデフレ脱却・成長
促進の両立は可能か——

13年10月，安倍首相は当初の予定通り，

14年4月からの消費税率8%への引上げを決定した。13年4～6月期の経済成長率が高めの成長を実現したことが最大の決め手になった（菅官房長官談）とのことであるが、民間エコノミストによる14年度の経済・物価への見方は総じて厳しい。ESPフォーキャスト調査（13年12月）によれば、14年度の成長率見通し平均は0.8%であり、前述した当総研の見通しと同様、見掛けはプラス成長であるが、前年度からのゲタの水準を割り込んでおり、実態的にはマイナス成長が想定されている。ちなみに、過去20年間で「年度の成長率」が「前年度からのゲタ」を下回った年度はいずれも景気後退の年であったことは留意すべきであろう。また、消費者物価についても14年度は0.8%、15年度は1.0%（いずれも消費税率要因を除く）となっており、日銀が目標とする2%の物価上昇を予測するエコノミストは僅かである。果たして、デフレ脱却や経済成長、さらには財政健全化を達成する道筋は見えるだろうか。

これまでの日銀の金融政策もそうであったが、目標に向かってひたすら突き進むことが近道であるとは限らない。確かに日本の金利水準は異常に低かったが、それを正常な姿に戻すためには、まずは経済・物価を元通りにする必要があった。しかし、当時の日銀は少しでも明るい材料が出ると、緩和解除に動いた挙げく、デフレ脱却は果

たせず、結果的により大規模な金融緩和策を採用せざるを得なくなった。当時も粘り強い緩和策を続けていれば、こういう状況にはならなかった可能性は否定できない。

おそらく、財政健全化も同様であろう。税率1%当たり2.7兆円と期待されるなど、安定税源である消費税の増税措置は、一見すれば財政健全化に貢献しそうである。しかし、物価安定目標を達成する前の段階での増税は景気への負担が重い。それは15年10月に予定する税率10%への引上げの決断を危うくさせる可能性もあり、そうなれば日本財政への懸念は逆に高まる可能性もある。前回97年4月の消費税増税が結果的に失敗となったため、その必要性が叫ばれつつも、17年間も消費税の増税措置が凍結されたことを踏まえれば、今回は失敗することは許されないはずだ。もう少し景気やデフレ脱却目標に配慮した増税スケジュールの方が、結局のところ財政健全化の早期達成につながる可能性があるように思えてならない。

（内容は2013年12月12日現在）

＜日本経済、総括＞

南 武志（みなみ たけし）

＜欧州経済＞

山口勝義（やまぐち かつよし）

＜米国経済＞

木村俊文（きむら としゆみ）

＜中国経済＞

王 雷軒（おう らいけん）

発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2013

A4版 約193頁
頒 価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

編 集…株式会社農林中金総合研究所
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 TEL 03(3233)7744
FAX 03(3233)7794
発 行…農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

〈発行〉 2013年12月



システム開発の話

以前の職場で、突然システム開発の部長を命ぜられたことがある。そこでは何と全国の農協信用事業の巨大更改・開発が待ち受けていた。私はその方面の経験はゼロで、パソコンもろくに使えない…しばし呆然とし、正直泣きたい気持ちだった。

たくさん叱られた。曰く、「今のシステムは時代遅れだ」「構造的な弱点がある、構造を変えよ」「現行にとらわれるな、新たなコンセプトで作れ」「もっと外の力を使え」「他の銀行・海外はここまで進んでいる」「ユーザーに顔を向けよ、誰のための仕事だ」…やれやれ。

この経験で、専門的なことはさておき稼働中の巨大システムの更改・改善には不可欠と、身にしまったことが二つある。

第一は日々動いている「今」のシステムをきちんと理解することだ。その構造、強みと弱点、限界と制約～開発部隊の戦力、使えるお金と納期。これらを理解しないと、いくら素晴らしい最新システムが目前にあっても、実は「今」のシステムから「次」のシステムに移行できないのだ。年賀状ソフトなら買えばいい、しかし全国で一瞬も止められない巨大データベースを持つ基幹システムは違う。「今」の出来が悪かろうが、効率が悪かろうが、それは過去の膨大な開発の堆積であり、そのハード・ソフト資産の客観的な理解なしに「次」へ行くことはできない。そして移行こそが最大のリスクなのだ。

第二に～一番難しい判断事項だが～「次」の開発で何を実現するか、チャレンジすべきことと、逆に取ってはいけないリスクの見極めだ。新機能への挑戦に消極的ではないが、身の丈を超えて戻れないところまで行くと取り返しがつかない。それはやる気や姿勢の問題ではなく、「今」の体力の実践的・冷静な判断だ。見果てぬ夢は仕事ではない。

そのためには「次」で実現したいことは何か、現有戦力でできるのか、徹底的に議論し共有してピン止めする。そして一度ピン止めしたら途中でブレない。気まぐれな「有力者」の注文に右往左往しない。計画を確定させ、設計後は綿密にテストを重ねる。ブレて迷惑するのは現場だ。反省！

こんな昔話を思い出したのも、最近活発に交わされる農政の議論を見聞きするにつけ不思議な既視感にとらわれるからだ。「システム」を「農業」に置き換えてみて下さい。

「日本の農業は実は強い、いや弱い」「このままでは衰退するばかり」「守旧派

と岩盤規制のぬるま湯から新規参入者が自由に活躍できる世界へ」「企業が経営すれば成長産業だ」「日本の素晴らしい農家、いやオランダに学べ、やればできる」「消費者がいての農業じゃないか」…ふむ、少なぞってみよう。

まず、第一の点、「今の理解」に関して。最近噴出する議論の特徴は、概して「今」の農業の主体、大多数の農家や農村組織は登場せず、理解も浅く、むしろ否定すべき対象として議論されることだ。「意欲ある少数の若手担い手や法人」VS「努力しないで補助金貰う多くの高コスト高齢兼業農家」の図式。

しかし「今」は過去の脈々とした対応・選択の「結果」だ。「今」を客観的に理解せずにどうして「次」が語れようか。仮に、一部の事例や海外をモデルに語ったとして、円滑に「次」へ移行するプロセスが描けるのであろうか。移行時こそ最大のリスクがある。地域社会という基盤が壊れてしまうと戻れない。新しい国を白紙から設計するのではないのだ。

第二に、「何を実現するか」のピン止めに関して。現在の図式は複雑怪奇な制度や補助金という「手段」を、「有識者」が各々の立場で解説・主張し、論点の把握すら難しい。即効性優先の「いいとこどり」の議論も多い。報道の混乱が拍車をかける。システムで言えば「実現したいこと」＝業務要件に基づく「基本設計」なしに、いきなり「詳細設計」が議論されている感じである。

本来、どういう農業をどういう担い手で実現するのか、ハードの基盤(農地や環境)、ソフトの開発(担い手と地域社会)、運営体制の安定(経営所得対策等)について徹底的に議論し共有し、基本設計をピン止めするのが先だ。当然、その場で現場の生産者は農業と地域振興のビジョンを語る資格がある。残念ながらそうした根本の議論も、リスクの見極めも多くは聞かない。

その後に詳細設計がきちんと動くか、テスト検証だ。ただでさえ構造対策と経営所得対策、産業政策と地域政策という、療養の安静とジムでの運動を同時に行うようなテーマである。金融のように「異次元の政策」で喝采とはいかないのだ。

こうしてみると、どうも今の議論は正攻法を避けている感じがする。当事者でない人が抜本的再構築を唱え、現場では多くの人が当事者不在の議論を不安気に眺めながら黙々と働いている。この形はシステムで言えば狙いはともかく、アイデア倒れで使われないか、考慮不足で不具合を起こす危険を感じる。

システム開発で最後に頼りになるのは、現場の自律的な力だ。リーダーの存在、チームの活力、なかで生まれる知恵と工夫、それを支える人材の育成と供給。これらが内側からプロジェクトを支えることを忘れてはなるまい。

(株)農林中金総合研究所 代表取締役社長 古谷周三・ふるや しゅうぞう)

個人リテール金融の最近の注目点

—金融緩和と高齢化の影響について—

研究員 高山航希

〔要 旨〕

- 1 安倍政権下で進められている大胆な金融緩和による円安・株高で、家計が保有する市場性金融商品の評価額が2012年末から大幅に上昇し、家計金融資産残高は増加した。しかし、家計は投資信託を買い越す一方で株式を売り越しており、市場性金融商品をトータルで買い増す動きは強くない。
- 2 流動性と安全性の高い資産に資金が滞留する傾向は継続しており、個人預貯金も堅調な増加を維持している。特に国内銀行で個人預金の増加率が上昇しているが、これにはインターネットバンキングの整備や、証券会社との連携により株式売却代金等の置き場として選ばれやすいことが要因として考えられる。
- 3 家計の金融負債も13年に入って増加した。家計金融負債の大部分を占める住宅ローンの前年比増加率が13年に高まっており、消費者信用は前年比増加率のマイナス幅が縮小した。消費税増税を控え、住宅や高額な耐久消費財に駆け込み需要が発生したことが要因とみられる。
- 4 アベノミクスにより金利の先高感人々の中に醸成され、家計の金融行動に影響を与えているとみられる。変動金利型の個人向け国債発行額が増加に転じる兆しがあり、住宅ローンでは変動金利型の利用割合が低下し、固定金利型が増加している。
- 5 少子化、高齢化といった社会の長期的な構造変化が個人リテール金融に影響を与えている面もある。普通預貯金など安全資産への滞留傾向は、人口の高齢化も一因であるとみられ、こうした傾向は今後も続くと思われる。少子高齢化は長期的には個人リテール金融の規模の伸び悩みの原因になると考えられ、人口増加地域への出店を強化する金融機関や、従来地盤としてきた地域の外にも目を向ける金融機関も現れている。高齢化はリバース・モーゲージなど、金融サービス多様化の契機ともなっている。
- 6 14年以降には、NISAの導入、消費税の増税、相続税の課税強化という重要な制度変更が行われる。消費税増税は駆け込み需要から反動減に陥る可能性があり、住宅ローン等、個人リテール金融における競争が激化する恐れがある。競争の質も変化すると思われ、相続相談をきっかけとした富裕な高齢者の囲い込みや、NISAをきっかけとした利用者の囲い込み等が行われていくであろう。

目次

はじめに

1 金融緩和の個人リテール金融への影響

- (1) 金融市場の活況
- (2) 家計の金融資産への影響
- (3) 家計負債への影響
- (4) 小括

2 少子高齢化等人口動態の影響

- (1) 預貯金の伸びには高齢化の影響も

- (2) 高齢化で相続対応の重要性が増す

- (3) 高齢者から若年層への資産移転促進策も

- (4) 人口構造の変化がサービス多様化の契機に

3 重要な制度変更がある2014年

- (1) NISAの導入

- (2) 消費税増税前の駆け込み需要からの反動

減

おわりに

はじめに

本稿は、個人リテール金融について2012年後半以降13年までの動向を振り返り、14年以降を展望するものである。

筆者は本誌13年1月号の「個人リテール金融の見通し」において、個人リテール金融に長期的な影響を及ぼす要因として、少子化、高齢化等の人口動態を挙げた。人口動態要因は現在も続いているが、12年後半から13年の個人リテール金融情勢を考える上では、安倍政権下で進められている金融緩和政策の影響が大きい。本稿では、金融緩和と人口動態の影響を軸に個人リテール金融の動向をみる。

1 金融緩和の個人リテール金融への影響

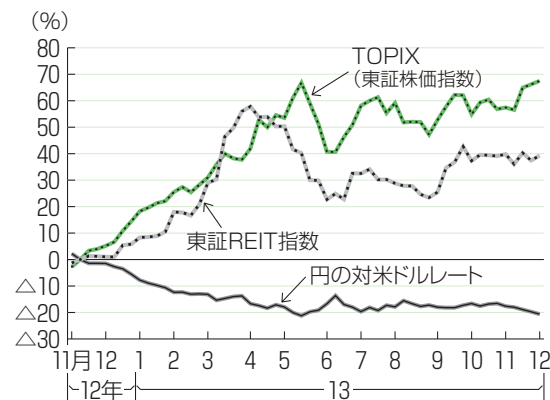
(1) 金融市場の活況

12年11月14日、国会党首討論において民主党の野田前首相が2日後の衆議院解散意

向を示した。解散総選挙となれば自民党が政権を取る公算が大きく、自民党の安倍総裁が金融緩和と財政拡大を主張していたため、期待によりこの日から大幅な円安と株高が始まった。そして12月後半の衆議院総選挙の結果自民党の政権復帰が決定し、大胆な金融緩和政策が実行に移されることとなった。特に、日本銀行黒田新総裁による「量的・質的金融緩和」は円安株高を加速させた。

第1図は、野田前首相が解散予告をした12年11月第2週からの各種金融指標の変化

第1図 12年末から13年にかけての円安株高



資料 東京証券取引所「統計月報」から作成

(注) 11月第2週週末の値に対する各週末時点の値の変化率。

率を週の終値ベースでまとめたものである。

TOPIX（東証株価指数）は13年5月中旬にかけて連続的に上昇した後、6月上旬にかけて急落した。その後上下動を繰り返しながら再び上昇し、結局12年11月第2週から13年11月末までの上昇率は67.5%であった。^(注1)東証REIT指数もほぼ同様の推移であり、13年11月までの上昇率は39.4%となった。日本円の対米ドルレートは同期間に20.7%下落した。大まかに言って、12年以来、日本の株式やREIT、あるいは米ドルといったリスクの高い市場性金融商品に投資を行っていた場合、例年になく大きなリターンが生じていると言える。

(注1) REIT (Real Estate Investment Trust, リート) は不動産を投資対象とする投資信託で、証券取引所に上場されている。東証REIT指数は東京証券取引所上場のREITの全体的な値動きを表す。

(2) 家計の金融資産への影響

a 家計の金融資産残高が大幅に増加

日本銀行の「資金循環統計」によれば、13年6月末の家計の金融資産は1,590.1兆円と、過去最多であった07年6月末の1,602.4兆円に迫っている。家計金融資産の前年同月比の増加率も5.0%と、06年3月末以来の高さである。

これは円安・株高の直接の影響で、家計が保有する株式や投資信託の評価額が上昇したためで、家計金融資産の5%程度を占める株式は前年比41.4%、同じく5%程度を占める投資信託受益証券は29.0%と大幅に増加した（第1表）。

b 家計は株式を売越し、投資信託は買越し

ただ、金融行動をみると、家計は円安・株高に単純に乗っていただけではないことが分かる。第2図は、家計の金融資産のフ

第1表 家計の金融資産

(単位 兆円, %)

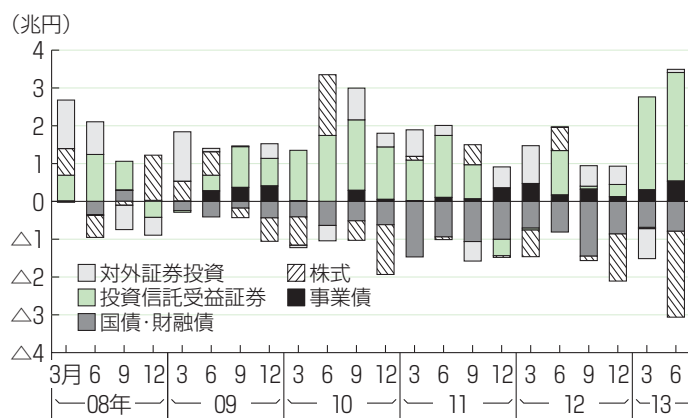
	残高			前年比 増減額	前年比増加率				
	12年 6月末	13 6	構成比		12年			13	
					6月末	9	12	3	6
金融資産合計	1,513.9	1,590.1	100.0	76.2	0.2	1.5	2.9	3.4	5.0
現金・預金	842.6	859.8	54.1	17.2	1.8	1.9	2.0	1.7	2.0
現金	52.8	54.3	3.4	1.5	3.0	3.2	3.9	2.7	2.8
預金	784.1	799.5	50.3	15.4	1.7	1.8	1.8	1.6	2.0
流動性預金	318.7	332.8	20.9	14.1	4.0	4.1	3.9	3.8	4.4
定期性預金	465.4	466.6	29.3	1.3	0.2	0.4	0.5	0.1	0.3
外貨預金	5.7	6.1	0.4	0.4	0.9	1.2	5.3	4.9	6.4
国債・財融債	27.0	22.9	1.4	△4.1	△11.1	△13.5	△14.0	△12.5	△15.3
事業債	2.7	4.1	0.3	1.3	68.5	81.5	55.2	39.3	48.2
投資信託受益証券	55.7	71.8	4.5	16.2	△11.3	2.0	13.3	20.1	29.0
株式	57.5	81.3	5.1	23.8	△6.9	△2.1	15.5	21.7	41.4
対外証券投資	8.5	7.7	0.5	△0.7	27.8	40.1	25.4	△9.0	△8.7
年金準備金	198.4	200.9	12.6	2.5	△0.5	0.6	1.4	0.8	1.2
保険準備金	224.0	232.7	14.6	8.7	2.5	2.9	3.5	3.9	3.9

資料 日本銀行ウェブサイト「資金循環統計」から作成

(注) 1 「預金」は外貨預金を除いたものとして再集計した。

2 表に示していない項目があるため、内訳の計は全体の値と一致しない。

第2図 家計が保有する金融資産のうち
主な市場性金融商品フロー



資料 第1表に同じ

(注) 「フロー」とは金融取引によって生じた残高の増減であり、時価変動によって生じた増減は含まれない。外貨預金は為替レート調整がなされていないためグラフから除外した。

ローを示したものである。資金循環統計における「フロー」とは金融取引によって生じた保有残高の増減を表すもので、時価変動によって生じた増減は含まれない。購入額から売却額や償還額を差し引いたものに相当するため、金融行動の全体的な傾向が把握できる。

第2図のうち、まず株式に注目してみると、12年第4四半期は△1.2兆円、13年第1四半期は△0.03兆円、第2四半期は△2.3兆円と売越しが続いており、特に13年第2四半期の売越し額は08年以降で最大である。

東京証券取引所の「投資部門別売買状況」で、個人の株式についてより詳しくみる(第3図)。12年末から13年5月にかけてのTOPIXの上昇期間中、売買金額は大きく盛り上がったが、その後TOPIXが急落し、上下動を繰り返すようになると、売買金額も減少した。資金循環統計のフローに相当する売買金額の差をみると、TOPIXが下落した時に一時的に買越しとなる以外は一貫

して売越しである。

一般に取引所において個人は売越しであることが多く、また「逆張り」^(注2)傾向が強いとされるが、この期間中も従前通り、株価上昇に合わせて売却を進めたと言える。これにより、家計が保有する株式の残高は株価の上昇分ほど伸びなかった。

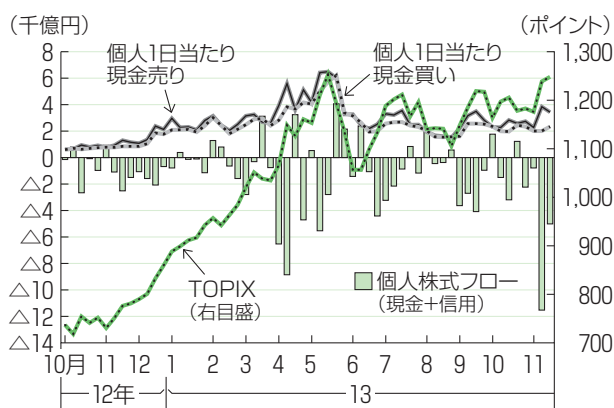
次に、第2図の投資信託をみると、12年第4四半期は小幅な買越しにとどまっているが、13年に入ると買越し額は四半期当たり2兆円を超えて

いる。

投資信託協会のデータを使い、投資信託から安全性の高い公社債投信を除いた株式投資信託(専ら債券に投資するタイプも含まれている)の売買状況を見る(第4図)。なお、投資信託協会のデータには家計以外の主体による分も含まれているが、資金循環統計と比較すると、家計以外の主体はそれほど多くないと考えられる。

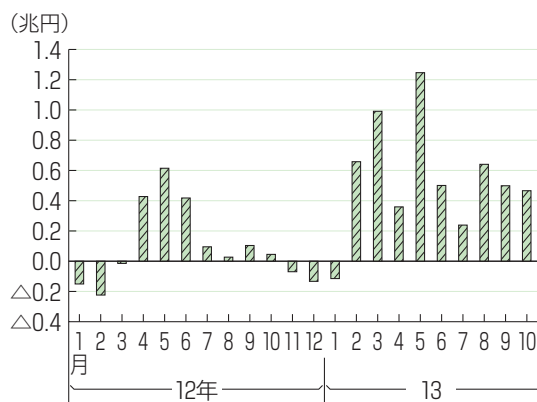
12年11月から13年1月にかけて株式投資

第3図 個人の株式売買状況



資料 東京証券取引所ウェブサイト「投資部門別売買状況」から作成
(注) 東証、名証の一部二部等の合計である。

第4図 株式投資信託のフロー



資料 投資信託協会ウェブサイト「公募投資信託の資産増減状況」から作成
(注) 家計以外の主体によるフローも含まれている。

信託はやや売越しであったが、2月以降は大幅な買越しである。投資信託協会のタイプ別データによれば、日本の株式に投資する商品の買越し額が最も多かったようである。

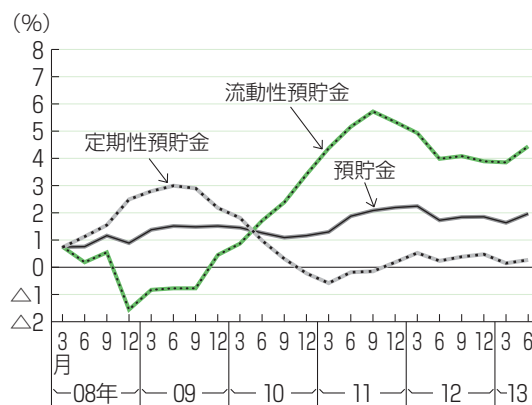
株式現物の売越し額と株式投資信託の買越し額を比較すると、ほぼ拮抗しており、新たに市場性金融商品を増やしていこうという動きは強くない。以前より普通預貯金など流動性と安全性の高い資産への滞留傾向が指摘されているが、その傾向は金融市場の活況のなかでも変わっていないようである。実際、証券総合口座への預け金で自動買付されるMRFの残高が13年に急増し、過去最高となっている。

(注2) 取引所の外で購入が多いため。詳細は門司(2013)を参照されたい。

c 預貯金も堅調な増加を維持

安全性と流動性の高い資産に滞留する傾向の継続は、預貯金でもみられる。個人預貯金残高の前年比増加率をみると(第5図)、定期性預貯金が1%未満であるのに対し、

第5図 個人預貯金残高の前年比増加率の推移

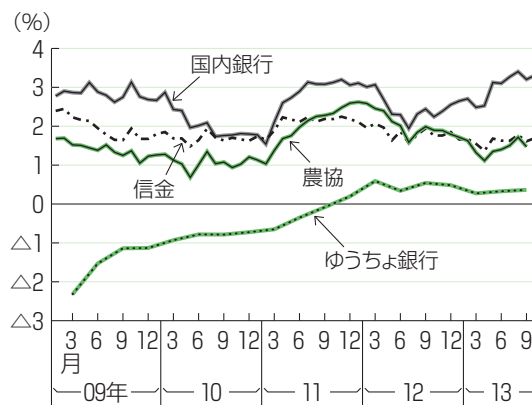


資料 第1表に同じ

流動性預貯金は4%前後と、流動性預貯金の伸びが相対的に高い状況が続いている。13年6月には流動性預貯金の前年比増加率がさらに上向いた。その結果、12年以降の家計の預貯金残高の前年比増加率は2%前後の水準を維持している。

個人預貯金残高の前年比増加率を業態別にみると(第6図)、12年半ば以降、信金、ゆうちょ銀行、農協に関しては若干の変化はあるがほぼ横ばいであるのに対し、国内銀行は上昇傾向にあり、その結果、国内銀行は

第6図 業態別個人預貯金残高の前年比増加率



資料 日本銀行「預金・現金・貸出金」、ゆうちょ銀行決算資料、農協残高試算表から作成
(注) 国内銀行、信金、農協は個人預貯金、ゆうちょ銀行は預金計(未残)。

行と他3業態との差が拡大している。

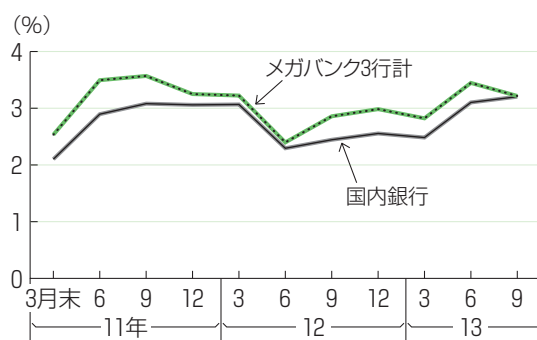
国内銀行のみ上昇している要因を探るため、国内銀行のうちメガバンク3行合計（三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行）の前年比増加率をみる（第7図）。

いずれも傾向としては似た推移を示しているが、どの時点においても国内銀行よりメガバンクの前年比増加率が高く、大きいときには国内銀行全体より0.5ポイント程度上回っていた。

国内銀行には、メガバンク以外にも地銀、第二地銀、「新たな形態の銀行」等が含まれている。このうち、「新たな形態の銀行」は近年、預金残高が急速に拡大している。「新たな形態の銀行」の残高は国内銀行個人預金の2%から3%程度にすぎないが、国内銀行の前年比増加額の10%から20%程度に寄与しているとみられる。^(注4)

したがって、個人預貯金における国内銀行の伸長は、メガバンクと「新たな形態の銀行」が牽引していると考えられる。理由

第7図 国内銀行とメガバンクの個人預金残高の前年比増加率



資料 日本銀行ウェブサイト「預金・現金・貸出金」、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行の決算資料から作成

(注) 三菱東京UFJ銀行の各年6月末、12月末個人預金残高は推計値。

として、まず「新たな形態の銀行」がこれまで預金商品の金利の高さ、手数料の安さ、利便性の高さにおいて利用者を引き付けてきたことが挙げられる。それに加え、先に預貯金への滞留傾向を指摘したが、円安株高が進行する金融環境において、メガバンクや「新たな形態の銀行」は即時入金サービスへの対応など証券会社との連携にも積極的であるため、株式売却代金等の受入先にもなりやすことが考えられる。

(注3) 「新たな形態の銀行」は金融庁による分類上の用語であり、インターネット専門銀行や、小売業から参入した銀行などがある。

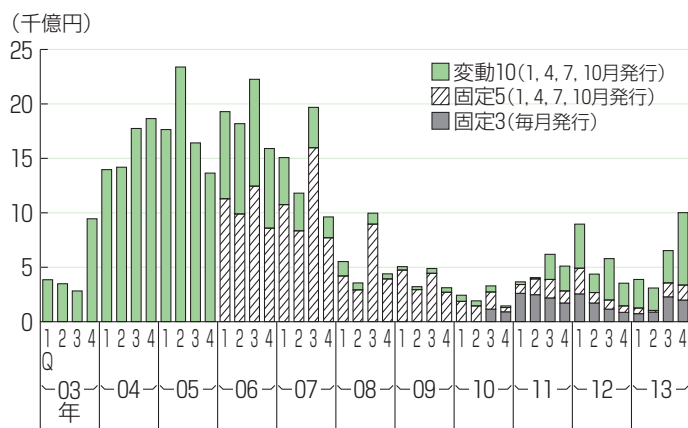
(注4) 13年9月末の国内銀行の個人預金残高は414.5兆円、前年比増加額は12.9兆円（日本銀行ウェブサイト「預金・現金・貸出金」から）。「新たな形態の銀行」のうちインターネット専門銀行4行と小売業系の銀行2行の預金残高の合計は11.0兆円、前年比増加額は2.2兆円（各行決算資料から）。したがって、国内銀行の個人預金残高に対する「新たな形態の銀行」の預金残高の比率は2.7%、前年比増加額における比率は17.2%となる。なお、「新たな形態の銀行」の数値には個人以外の預金も含まれるが、大部分は個人によるものと思われる。

d 個人向け国債に変化の兆し

一方で、家計が保有する国債の動向において、アベノミクスにより変化の兆しがみられる。家計は09年3月以降、保有する国債を減らし続けており、個人向け国債の発行額も低迷しているが、13年第2四半期以降に発行額がやや持ち直しているのである（第8図）。種類別にみると、特に変動金利型10年満期（変動10）の発行額が増加しているほか、固定金利型3年満期（固定3）も伸びている。

持ち直しの一因としては、変動10の発行

第8図 個人向け国債の発行額の推移



資料 財務省ウェブサイト「個人向け国債発行額の推移」から作成

(注) 1 直近データは13年4Qではなく13年10～11月。
2 14年1月発行分から変動10と固定5も毎月発行。

額が、ちょうど10年前に相当する03年第4四半期に急増したことが挙げられる。つまり、13年において変動10の満期償還金が増加し、その再投資で個人向け国債の発行額も増加しているというわけである。

しかしそれ以外の要因として、アベノミクスにより、金利の先高感が人々のなかで醸成された結果、個人向け国債の中で唯一変動金利型である変動10が選ばれているという指摘がある。^(注5) 固定3や固定5も、国が額面で買い取る制度があるため、金利が上昇した際に元本割れすることなく乗り換え

ることが可能である。財務省国債トップリテラー会議資料によれば13年第4四半期に満期償還される予定の個人向け国債は9,743億円であるのに対し、同四半期の発行額は11月時点で1兆円を超えている。このことから、個人向け国債への新規資金の流入がかなりあると考えられる。

(注5) 日本経済新聞13年10月18日付朝刊3面「変動金利国債に人気、個人、金利上昇見越す、10月発行分6600億円」など。

(3) 家計負債への影響

13年6月末の家計の金融負債は298.7兆円、前年比増加率は0.6%であった(第2表)。家計の金融負債は06年12月末から6年にわたって前年比減少が続いていたが、13年3月末に前年比0.3%の増加に転じ、同6月末は増加率がさらに上昇した。

家計金融負債の科目別にみると、住宅ローンの前年比増加額が金融負債増加額の70%以上に寄与しており、金融負債の増加は主に住宅ローンの増加によることが分かる。

住宅ローンの残高の増加要因は、14年4

第2表 家計の金融負債

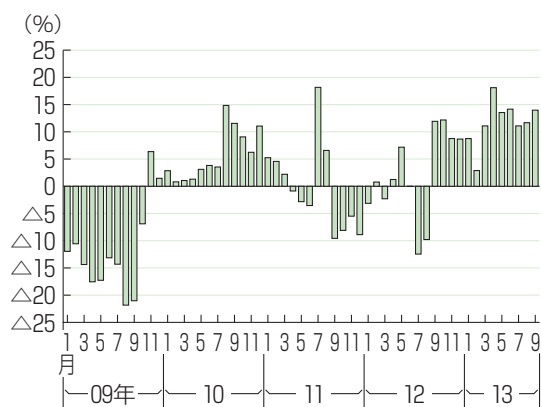
(単位 兆円, %)

	残高			前年比 増減額	前年比増加率				
	12年 6月末	13 6	構成比		12年			13	
					6月末	9	12	3	6
金融負債合計	296.8	298.7	100.0	1.9	△1.0	△1.0	△0.5	0.3	0.6
住宅ローン	191.4	192.9	64.6	1.5	0.5	0.4	0.4	0.6	0.8
消費者信用	22.7	22.3	7.5	△0.3	△6.9	△4.3	△2.8	△1.2	△1.3
事業性資金	61.0	61.5	20.6	0.5	△3.3	△3.8	△2.3	△0.3	0.9
その他	21.8	22.0	7.4	0.2	△1.3	△0.9	△1.1	0.9	1.0

資料 第1表に同じ

(注) 家計の金融負債のうち、「企業・政府等向け」を事業性資金として表示した。賃貸住宅用の資金は「住宅ローン」ではなくここに含まれる。

第9図 持家の着工床面積(分譲住宅を除く)
の前年比増加率

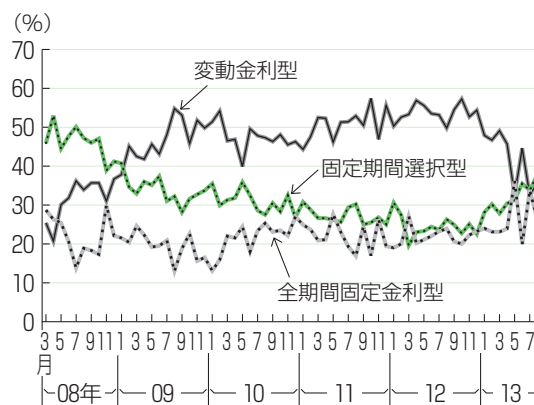


資料 国土交通省ウェブサイト「建築着工統計調査報告」から作成

月に予定されている消費税増税前の駆け込み需要と考えられる。通常、住宅購入においては入居時点で消費税が課されるが、特例により、注文住宅の場合、入居が14年4月以降であっても契約が13年9月までに完了していれば消費税率として5%が適用されるため、特に注文住宅の着工が13年に入ると大きく増加した。分譲住宅を除く持家の着工床面積の前年比増加率をみると(第9図)、13年3月以降、10%から20%程度という高い水準を維持しており、駆け込み需要があることを示唆している。家計金融負債の住宅ローン残高をみると(前掲第2表)、12年12月まで家計の住宅ローン残高は前年比で0.4%前後の伸びであったが、13年に入って伸びがやや強まっている。

注目すべきことは、個人向け国債の説明の箇所で述べた金利の先高観が、家計の住宅ローンにも影響を与えているとみられることである。第10図は、住宅金融支援機構が行っているインターネット調査の結果で、各年月に新規に住宅ローンを借り入れた人

第10図 住宅ローンの金利タイプ別利用割合



資料 住宅金融支援機構ウェブサイト「民間住宅ローン利用者の実態調査」から作成
(注) 民間住宅ローン利用者を対象としたサンプル調査で、フラット35利用者も含む。

のうち、変動金利型、固定期間選択型、全期間固定金利型の各金利タイプの利用割合を示したものである。これによれば、ここ数年、変動金利型を選択する人の割合が住宅ローン新規利用者の半数程度を占めていたが、13年から変動金利型の選択割合が40%を割る水準まで低下し、反対に固定期間選択型や全期間固定金利型の選択割合が上昇している。大手銀行を中心に変動金利型の金利を優遇する傾向は変わっておらず、また固定期間選択型や全期間固定金利型の金利が大きく変化したわけでもない。将来の金利上昇を予想して、変動金利型より固定期間選択型や全期間固定金利型を選択する人が増えたと考えられる。

消費税増税前の駆け込み需要は耐久消費財にも及んでおり、カーローン等を通じて消費者信用にも影響を与えているとみられる。消費者信用の前年比増加率をみると、「グレーゾーン金利」の撤廃等の消費者信用の事業環境悪化により大幅な前年比マイ

ナスが長く続いていたが、13年6月末時点で△1.3%までマイナス幅を縮小している。業態別データでは国内銀行などで消費者信用の残高が前年比プラスに転じている。

(4) 小括

円安と株高により、家計が保有する株式や投資信託の評価額が上昇した。これに対し、家計は株式を売却して利益を確定し、投資信託を買い越しているが、トータルで市場性金融商品を増やしていこうという動きは強くない。流動性預貯金等への滞留傾向が続いており、預貯金残高は円安株高以前と同様の伸びを維持している。

アベノミクスが金利の先高感を醸成しているとみられる。個人向け国債の減少傾向に変化の兆しがみられるほか、住宅ローンにおいては変動金利型の利用が減り、固定期間選択型や全期間固定金利型の利用が増えている。

14年4月に実施される消費税の増税は駆け込み需要を呼び、住宅ローン残高の増加や消費者信用のマイナス幅縮小の要因の一つになったとみられる。

2 少子高齢化等人口動態の影響

(1) 預貯金の伸びには高齢化の影響も

円安株高が家計金融資産及び負債を増加させた一方で、少子化、高齢化といった長期的な社会の構造変化が家計金融資産に影響を与えている面もある。前節において、

預貯金残高の堅調な増加を資金の滞留傾向の継続と捉えたが、その要因の一つとして、高齢化による安全資産志向が挙げられる(保志・矢作(2013))。富裕層は高齢者に偏っているが、高齢者は生活するために資産を取り崩していかなければならず、若年層と比較してリスクを取りづらい。そのため、高齢化が進展すると、マクロの家計金融資産に比べて市場性金融商品への投資が増えず、預貯金の割合が増加する。また、保志・矢作(2013)も指摘しているが、それ自体がリスク性資産である住宅保有志向が強いこと等も金融資産における安全志向を強める原因となっている。こうした要因はにわかには変化しないと考えられることから、家計の預貯金志向は今後も続くと思われる。

少子高齢化は家計金融資産の構成だけでなく残高への影響も大きいと考えられる。人口減少と高齢化による貯蓄率の低下により、特に都市部以外の地域において、個人リテール金融市場の規模も伸び悩む恐れがある。^(注6)それへの対応として考えられるのが、一部の金融機関にみられる、人口成長地域で店舗数を増やす動きである。これまで金融機関はATMやインターネットバンキング等に代替される形で店舗数を減らす傾向が続いていたが、都市銀行、地方銀行、ゆうちょ銀行では11年度末の店舗数が前年度末より増加した。なかでも、地方銀行等の地域金融機関で特徴的なのは、人口減少地域の店舗を集約する一方で人口成長地域への出店を始めていることである。香川銀行の大阪出店強化や群馬銀行の東京出店強化

など、地盤としている地域の外へ出店を拡大させる金融機関もある。また、インターネットバンキングを利用して全国から利用者を集めようとする地域金融機関もある。こうした動きは今後も進むと思われる。

(注6) 詳しくは本誌13年1月号拙稿「個人リテール金融の見通し」を参照されたい。

(2) 高齢化で相続対応の重要性が増す

また、金融機関にとって人口の高齢化は、利用者の相続に関する業務の重要性が増すことを意味する。相続相談などは店舗でしかできないため、金融機関が店舗の強化に転じた背景にもなっていると思われる。

特に直近では、財務省の「平成25年度税制改正」により、15年1月以降に発生する相続への課税が強化される。改正前の相続税においては、基礎控除として5,000万円の定額控除に加え、法定相続人1人につき1,000万円までが認められていた。これが、改正後には定額控除が3,000万円に引き下げられ、法定相続人1人当たりの控除枠も600万円に引き下げられる。また、控除後の課税対象資産の2億円以上の領域の一部において、税率が引き上げられる。

この改正により、相続税の課税割合（死亡者数に対する相続税課税件数の割合）が上昇することが予想され、現行税制では課税対象でないが、新税制で新たに課税対象となりそうな人を中心に、相続税に関して専門家と相談するニーズが増加すると考えられる。また、課税が強化されることで、納税資金等の事前対策の必要性も増すであろう。金融機関にとって相続発生は相続税の

支払い等により預貯金の流出が懸念される事態であるが、増加する相談ニーズをうまくすくい取り、相談希望者に対して親身に対応できれば、相談者からの信頼を厚くすることができると思われる。

(3) 高齢者から若年層への資産移転 促進策も

相続税が強化される一方で、高齢者から消費意欲の高い若い世代への資産の移転を進め、消費活動の活発化を促すことなどを目的として、孫などへの教育資金の一括贈与が非課税になる制度が13年4月1日から15年12月末まで設けられている。

将来に必要なと考えられる教育費を前もって一括して贈与しておくことについて、受贈者1人につき1,500万円までであれば贈与税が課されない。贈与された資金は受贈者名義の口座にプールされ、あるいは信託受益権が受贈者に付与され、受贈者が立替払いした教育費の領収書を金融機関に提出すると、それに応じた額が支払われる。受贈者が満30歳に達した時点で使い残しや教育費以外への流用があった場合、それに対して贈与税が課される。

孫などに対する教育費の直接の都度払いは額に関わらず元々非課税であるため、一括贈与非課税制度を利用するのは富裕層が中心と思われる。非課税制度の利用高のうち、信託協会が発表した13年9月末現在の信託財産設定額は2,607億円、契約数は40,162件で、1件当たり649.1万円となっている。

(4) 人口構造の変化がサービス多様化の契機に

少子高齢化をはじめとする人口構造の変化は個人リテール金融市場の規模の伸び悩みの要因となる一方で、サービスが多様化する契機にもなっている。

リバース・モーゲージは住宅を担保とする高齢者向けの融資商品である。一般的には年金等の形で定期的に融資が行われ、返済は利用者の死亡時に担保物件を売却することで完了する。ヨーロッパやアメリカでよく利用されている融資形態で、住宅を保有することが多い一方で生活資金が不足しがちな日本の高齢者にも向くとして浸透が期待されている。^(注7) リバース・モーゲージに関して、2つの動きが13年にみられた。

まず、みずほ銀行は13年7月にメガバンクで初めてリバース・モーゲージの取扱いを開始した。同行は取扱い開始の理由として、「高齢化社会の進展と、お客さまの老後の生活に対する不安の高まり」を挙げている。さらに、同行発表によれば、10月からは老人ホーム運営会社との連携も始めた。

その一方で、81年に民間金融機関も含めて日本初のリバース・モーゲージ「福祉資金貸付制度」を開始した武蔵野市が、同制度の廃止に向かっている。同市の委員会は12年から検討を開始し、13年3月に「市の福祉資金貸付制度は廃止すべきとの意見が大勢を占めた」とする報告書をまとめた。

廃止すべき理由の一つとして、同市の委員会は民間金融機関によるリバース・モーゲージの取扱いが増えていることを挙げて

いる。ただ、小島（2013）によれば、現在の日本のリバース・モーゲージ商品は「ノンリコース」「終身年金融資」「期中無返済」の3条件を満たしていないといい、借入者が負担するリスクが大きすぎる懸念がある。3条件を満たすような商品は貸し手が負うリスクが大きくなるが、アメリカの場合、政府が保険の形でそのリスクを引き受けているという。また、日本の中古住宅市場の厚みのなさも担保価値評価の際に支障となっており、住宅の建物部分に担保価値が認められていないが、これに関しては長期優良住宅等の取組みが進められている。^(注8) リバース・モーゲージが利用者にとって使いやすいものであるためには、こうした課題をクリアしていく必要があるだろう。

また、日本に在住する外国人の増加に併せ、一部の金融機関において、低廉で簡便な海外送金サービスの取り扱いを始めている。従来は送金の都度有人窓口で手続きをする必要があり、手数料も送金額に関わらず4,000円以上かかるケースが多かった。新しい海外送金はセブン銀行、楽天銀行、新生銀行、SBI系のSBIレミット等が扱っている。例として、セブン銀行のサービスでは、一度必要事項を登録しておけば、以後はコンビニATMから送金ができるようになり、手数料も1,000円程度からと手軽である。地域金融機関においても、ブラジル人労働者の多い地域を地盤とする磐田信用金庫がブラジルの銀行と提携し、当地への送金を安価に扱っているケースがある。^(注9)

（注7）詳しくは田中（2010）を参照されたい。

(注8) 住宅金融支援機構の全期間固定金利型住宅ローン「フラット35S」では、長期優良住宅の認定を受ければ金利が優遇される。

(注9) 詳細は渡部(2010)を参照されたい。

3 重要な制度変更がある 2014年

前節で相続税課税強化と教育資金一括贈与・非課税制度の導入について触れたが、14年にも注目すべき制度変更がある。NISAの導入と消費税の増税である。現状のNISAの「貯蓄から投資へ」を促す効果はさほど大きくないとみられるが、NISAをきっかけとした利用者の囲い込み競争が激しくなっている。また、消費税増税前の駆け込み需要の反動が住宅ローン等の減少の要因となり、借換競争が激化する可能性がある。

(1) NISAの導入

13年末で上場株式等の譲渡所得等及び配当所得に係る10%軽減税率の特例措置(証券投資優遇税制)が廃止されることに伴い、家計の「貯蓄から投資へ」を促進させることを目的として、14年1月から非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(NISA、ニーサ)が開始される。個人が専用口座において元本で年間100万円までの投資を行うことができ、そこからの配当所得や譲渡所得が非課税になる制度である。非課税期間は投資を行った年から5年間で、合計で元本500万円までの投資からの所得が非課税になる。専用口座で投資可能な対象は内外の上場株

式と株式投資信託である(ETFやREITも含む)。

NISAはイギリスのISA(Individual Savings Account, アイサ)という同様の制度を参考としている。14年のNISAとイギリスのISAを比較すると、①NISAは非課税期間が原則5年であるがイギリスには非課税期間の定めがない、②NISAでは最長4年間専用口座を開設する金融機関を変えられないがイギリスでは毎年変えられる、③イギリスでは専用口座で一度購入した金融商品から非課税投資枠を使わずに別の金融商品に乗り換えることができるがNISAでは不可能、等の違いがあり、総体的にNISAはイギリスよりも制限が多いと言える。イギリスのISAの導入初期において、株式や投資信託に投資できるタイプの保有率は10%前後であった。NISAがこれを上回ることは考えにくく、また現状でも日本の家計の株式保有割合は20.8%、投資信託は13.6%であるた^(注10)め、NISAが導入されても「貯蓄から投資へ」や投資家層の裾野拡大の効果は期待されていたほど大きくないであろう。

ただ、NISAの制限は投資家保護を目的としているとの見方もあり(鳥毛(2013))、現行の制度には過渡的な部分が多分に含まれていると思われる。実際、金融庁は「平成26年度税制改正」要望項目において、NISAの利便性向上を挙げている。今後制度が改善され、利用者メリットが拡大していくのであれば、利用が進む可能性がある。

利用のされ方としては、株式より投資信託が多く利用されると思われる。円安株高^(注12)

のなか家計は投資信託を買い増してきたことをみたが、この動きと合わせ、市場性金融商品に占める投資信託の比重が増す可能性がある。これに対応して、大手銀行や証券会社ではインデックスファンドの品揃えを拡充する動きがみられる。投資信託のなかでもシンプルで分かりやすく、長期保有してもコスト負担が比較的軽いという利点を生かし、NISAでの販売拡大を図っていくものとみられる。

NISA利用者には比較的高所得者が多いと考えられ、専用口座の開設者とはNISA以外の取引も期待できる。そのため金融機関は専用口座開設者の獲得に力を入れている。専用口座開設者に現金をプレゼントする金融機関や、専用口座内での取引手数料を無料とする金融機関もある。13年中には、NISA申込者に金利を上乗せする定期預金商品を提供する銀行もあった。NISAをきっかけとした利用者の獲得競争は今後も過熱しそうである。

(注10) 預金とMMF等によりのみ投資可能なタイプもある。

(注11) 日本の家計の株式保有割合と投資信託保有割合は金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査〔二人以上世帯調査〕平成25年調査結果」による。

(注12) 日本の株式は1単元が数十万円程度であることが多いため、100万円の非課税投資枠を有効に使うことが難しいが、投資信託なら金額指定で購入できる。また、損失が出た場合非課税メリットが生きないばかりか課税口座との損益通算もできないため、リスクを減らすため分散投資が容易な投資信託が好まれると思われる。

(2) 消費税増税前の駆け込み需要から の反動減

消費税の増税に対する反応として、増税

前の駆け込み需要がみられることはすでに指摘した。特に影響が大きいと予想されるのは住宅や高額な耐久消費財で、これが住宅ローン残高の増加や消費者信用の前年比マイナス幅の縮小に寄与したと思われる。

したがって、今後は需要の反動減が予想され、住宅ローンや消費者信用の新規実行額も伸び悩むと思われる。特に、住宅ローンに関しては、新規実行額の伸び悩みをカバーするため借換推進に力を入れる金融機関が今以上に増えることが予想される。借換推進の場では前掲第10図でもみられる金利の先高感が意識され、特に変動金利型の利用者や固定期間選択型の利用者のうち固定期間が終わった人や終わりが近い人が、全期間固定金利型や固定期間の長いタイプへの借換を進められるケースが増えると思われる。

消費税増税は15年にも予定されており、その影響を今後も注視していく必要がある。

おわりに

12年後半から13年の家計金融資産は円安株高により大きく増加した。これに対応して、家計は投資信託が買い増す一方、株式を売り越した。市場性金融商品トータルで見ると新規の資金流入は小さくなく、預貯金の残高は円安株高以前と同程度の伸びを維持している。

こうした根強い安全資産志向は少子高齢化等の人口構造が一因と考えられる。少子高齢化は、長期的には個人リテール金融の

規模の伸び悩みの原因ともなるだろう。それへの対応として、従来地盤としてきた地域の外にも目を向ける金融機関があるほか、金融サービスの多様化の契機にもなっている。

14年以降、NISAの導入、消費税の増税、相続税の課税強化といった重要な制度変更が行われる。消費税増税前の駆け込み需要の反動減により、個人リテール金融市場における競争が激化する恐れがあることに加え、相続相談をきっかけとした富裕な高齢者層の囲い込みや、NISAをきっかけとした囲い込み等、競争の内容も変わっていくであろう。

<参考文献>

- ・小島俊郎（2013）「我が国の本格的なリバース・モーゲージの普及に向けて」『野村資本市場クォーターリー』冬号，70～80頁
- ・田中久義（2010）「リバース・モーゲージと総合農協」『農林金融』2月号，2～13頁
- ・鳥毛拓馬（2013）「NISA創設の背景と活用法」『大和総研調査季報』秋季号，60～73頁
- ・保志泰，矢作大祐（2013）「アベノミクスと家計資産」『大和総研調査季報』夏季号，25～41頁
- ・門司総一郎（2013）「個人投資家の株式売却」『ストラテジストコラム』第178号，大和住銀投信投資顧問
<http://www.daiwasbi.co.jp/column/strategist/pdf/131031.pdf>
- ・渡部喜智（2010）「地域ニーズに寄り添い展開進める磐田信用金庫」『金融市場』8月号，12～13頁

（たかやま こうき）





宮本太郎 編

『生活保障の戦略』

教育・雇用・社会保障をつなぐ』

グローバリゼーションのさなか、先進諸国はいずれも不安をかかえている。高齢化の進展、雇用の不安定、外国人の流入による共生問題、南北の力関係の変化、国債累増の不安等。先進国はこれまで未知の成熟経済時代に見合った経済運営をせまられているが、日本をはじめ、どの国も未だ新しい時代に慣れていないようだ。そこから、ヨーロッパでは大連立政治、東アジアではナショナリズムによるトップダウン型ガバナンスに国民はひと時の安心感を託するようになっている。一昔前の体制選択という政治争点は過去のものとなり、グローバリゼーションのなかで大きなものに頼る行動がそこかしこで見られる。日本のアベノミクスは典型的に大企業に経済再生を託し、「円安株高」からのトリクルダウン（おこぼれ）で国民の期待をつなごうとするが、高成長が戻る条件はもはや存在しない。小泉政治以来進行している国民の間の格差増大、分裂が今後ますます進むだろう。かえって、政権党のばら撒き政治で、国の債務は累増する一方で、ギリシャの明日が日本の前にも立ちはだかっている。

本書は編者宮本氏が提唱する「生活保障」によって、国民が受け身の立場から経済社会運営に参加する道を切り拓き、低成長・成熟経済時代にふさわしいボトムアップ型の日本再生の条件をさぐろうとする。

宮本氏の前著『生活保障』（岩波新書、2009年）では、雇用と社会保障を結び付けることにより、生活の基礎的な場を保障して、グローバル化社会で排除されがちな多くの人びとが新しい経済活力を生み出す動因となり得る展望について語ったが、本書では、このネクサスに教育という重要な次元を加えて、対抗戦略としての幅を一段と拡げることになった。

今まで日本の経済システムは、大企業を頂点とし、一方では政官業体制がこれとリンクして政治を動かし、他方、経済面では中小企業がその系列に入り、会社を主体としたこの体制に男子社員と家族が組み込まれる体制をとってきた。学校教育や社会保障もこのシステムに従属した。だから日本の学校教育は、熟練労働力をこのシステムに提供する予備校としての色彩が強く、職業教育は会社のOJTに委ねられてきた。社会保障は高齢者、障がい者等、このシステム周辺の社会層を対象とし、若者・壮年等労働世代のニーズは会社が提供するものと考えられてきた。

ところが、1990年代以降、グローバル化のなかで雇用の非正規化が進み、雇用者の3人に1人以上が非正規労働者という状況が現れた。特に女性でその比率は高く、ジェンダー平等は悪化している。非正規社員は労働条件も職も不安定である。ワーキングプア等貧困者が増え、単身率が高まる。特に大都市で単身低所得の高齢世帯が増え、生活保護の受給者も増える。少子化時代に、社会保障の持続可能性も危ない。しかし、トップダウン型の政治はこのシステムの危機にあえて目をつぶり、特定秘密保護法、改憲等、強権政治の道をたどる。

本書の第一～三章は、この危機に際して、教育、労働、社会保障それぞれの関連を調べ、各分野で起こっている事態を評価し、排除者包摂に必要な政策を提言する。

第一章「教育と仕事の関係の再編成に向けて」（本田由紀）は、新卒者の就職活動も「早期化・長期化・煩雑化」していることを観察し、競争社会の浸透が新しく「弱者」を作り出し、社会的排除を促進している事実を指摘する。その背景には学力格差と理念のあいまいなキャリア教育が、本来必要とされる職業教育を阻み、人間のモノ化を進めている事情がある。教育と仕事を結び付ける改革こそが必要である。

第二章「多様な形態の正社員」（佐藤博樹）は、日本型システムで支配的であったメンバーシップ型正社員像に代わり、正社員も労働強化や雇用不安定に直面する一方、非正社員、限定正社員等多様な雇用形態が出現している現実から、ジョブ型社員等、正社員と非正社員間のキャリアの連続をどう実現するかの方策を議論している。

第三章「若者の自立を保障する」（宮本みち子）は、日本型システムのよき時代が去り、若者たちが社会的リスクに直接さらされ、自立の困難が雇用不安、NEET等目立ってきた時代に、従来の社会保障制度が視野に入れていなかった若者の自立支援、労働参加のための諸政策、そのための地域システムの整備を呼びかける。

第四～七章は、各論である。

第四章「日本の生活保護・低所得者支援制度」（埋橋孝文）は、生活保護法が対象と考えていないワーキングプア層への支援策を説く。第五章「〈給付付き税額控除〉か〈ベーシックインカム〉か」（諸富徹）は、イ

ギリスで行われた福祉政策の転換、就労支援の重視（就労に給付、免税を行う）を題材に、国民一律にベーシックインカムを保障する政策との異同、日本における導入可能性を議論する。第六章「低所得高齢者向け最低生活保障制度の確立」（駒村康平）は、今後都市において急増していくとみられる低所得高齢者に対する年金、所得保障の枠組みを提案する。第七章「生活困窮者支援の一環としての家計再生ローン」（重頭ユカリ）は、フランスで相談支援とセットになったマイクロクレジットを先例に、生活困窮者のために家計相談、起業支援を組み合わせた「家計再生ローン」を整備する必要性を示す。

以上見たように、本書は、グローバル化の進展下に起こっている日本の経済社会の大きな変化を踏まえ、「上からのおこぼれ」では、格差、貧困、社会分裂等への回答にはならないとの認識から、絶えず広がっている困窮者、とりわけ若者の視点に立って、若者たち「排除されていく人びと」の経済社会参加こそが、日本経済の再生につながると説く。アベノミクスは日本のステークホルダー（利害関係者の合議）型資本主義を上から再編しようとするが、そこから落とされている生活者たちの立場を踏まえることから、ポスト成長、成熟経済時代の社会発展が始まること、それがグローバル化時代の民主主義の復権につながることを、本書は示している。

——岩波書店 2013年10月

定価1,785円（税込）、230頁——

（早稲田大学 名誉教授

西川 潤・にしかわ じゅん）

日本農業をめぐる情勢と見通し

—米政策見直し、TPPなど岐路に立つ日本農業—

主事研究員 一瀬裕一郎

〔要 旨〕

- 1 本稿では、近年の日本農業の現状を概観した上で、今後も農業に大きな影響を与えるとみられる5つの話題を取り上げて整理した。本稿で取り上げた話題は、米政策に関する議論、TPP、東日本大震災、農業者支援、食品流通である。
- 2 農業については、数十年にわたって農地面積の減少等、農業生産基盤の脆弱化が進行している。食料については、米粉や飼料用米等、需要を喚起する仕組みが導入されてきたが、米の消費量が減少している。農村については、人口の減少と高齢化が進んでいるが、一部で地域おこし協力隊等、農村を活性化させる取り組みの成果がみられる。
- 3 米政策については、見直しが進んでいる。政府は産業競争力会議等の議論を受け、減反を見直して戸別所得補償制度を廃止すること、2014年度から定額交付金を減額するとともに米価変動補填交付金を廃止すること、非主食用米（例えば飼料用米）等の転作作物に対する交付金を拡充すること等の方針を決定した。
- 4 TPPについては、日本は13年7月から交渉に参加している。日本は既存のFTA・EPAで米や乳製品等約850品目の農林水産物について関税を撤廃したことがない。TPP交渉には、それらの品目の輸出競争力が強く、日本への輸出が多い国々が参加しているため、国境措置が削減されるならば、輸入が増加し、生産縮小等、日本農業へ多大な影響が及ぶかねない。
- 5 東日本大震災については、農地等の復旧は進んできたものの、原発事故の影響が残り、福島県産農産物の13年の価格は事故前の水準まで未だ持ち直していない。また、汚染水流出等の諸問題も発生し、原発事故の影響は依然として予断を許さない。
- 6 農業者支援については、13年に日本農業経営大学校の開校、農業革新支援専門員の設置、農林漁業成長産業化支援機構の創設等、官民それぞれで農業の振興を目指した様々な動きが見られた。
- 7 食品流通については、04年の卸売市場法の改正から10年が経ち、国内の生鮮食品流通の多様なあり方が定着してきた。また、外国への食品流通に目を向けると、政府が目指す農林水産物輸出の拡大を国内農業の振興に結び付けられるかが課題となっている。
- 8 現在、日本農業では農業生産基盤の脆弱化が進んでおり、米の生産調整の仕組みも岐路に立っている。TPPの帰趨はその流れを加速する可能性があり、日本農業は原発事故の軛（くびき）からも完全には逃れられていない。しかし、農業者支援の新しい枠組みや食品輸出の促進等の動きがあり、注目される。

目次

はじめに

1 日本農業の現状

- (1) 農業
- (2) 食料
- (3) 農村

2 米政策に関する議論

- (1) 主食用米の生産調整の沿革
- (2) 戸別所得補償制度の廃止と生産調整の見直しをめぐる議論
- (3) 政府による米政策見直しの決定

3 TPPと農林水産物輸入

- (1) TPP交渉参加の経緯
- (2) 既存のFTA・EPAに関する検討

(3) TPP交渉参加国からの農林水産物輸入

4 東日本大震災と農業

- (1) 農業への被害と復旧の状況
- (2) 福島県産青果物の価格推移
- (3) 原発事故の推移

5 農業者支援に関する動き

- (1) 日本農業経営大学校
- (2) 農業革新支援専門員
- (3) 農林漁業成長産業化支援機構

6 食品流通

- (1) 卸売市場法改正から10年
- (2) 日本からの農林水産物輸出

おわりに

はじめに

日本農業は、生命維持に不可欠な食料等を供給するとともに、地域経済や文化を支えている極めて重要な産業である。しかるに、現代の日本農業は、生産基盤の脆弱化や貿易自由化等によって、輸入農産物が増加する一方で国内生産が縮小し、更なる農業生産基盤の脆弱化を招くというプロセスの只中にあるように見える。日本の農業経営は厳しい状況が続いており、農業従事者の高齢化が進んでいる。

2012年12月に自公連立の第2次安倍内閣が発足し、今後10年間で農業所得^(注1)を倍増させることを打ち出す等、民主党政権時とは異なる方針を掲げている。また、安倍首相は13年3月にTPP交渉への参加を表明した。さらに、政府は、民主党政権時の「食と農

林漁業の再生推進本部」に代えて、「農林水産業・地域の活力創造本部」を13年5月に立ち上げ、日本農業が地域とともに持続的に発展するための方策を検討するとしている。

本稿では、まず日本農業の現状を概観(1節)した上で、日本農業の生産構造や貿易構造に今後大きな影響を及ぼす可能性が高いと考えられる日本農業を取り巻く5つの話題について整理する。本稿で取り上げた話題は、米政策の見直し(2節)、TPP(3節)、東日本大震災(4節)、農業者支援(5節)、食品流通(6節)である。

(注1) 安倍首相は13年5月17日の講演で「今後10年間で、6次産業化を進める中で、農業・農村全体の所得を倍増させる戦略を策定し、実行に移してまいります」と述べた。講演全文は首相官邸(2013)を参照。

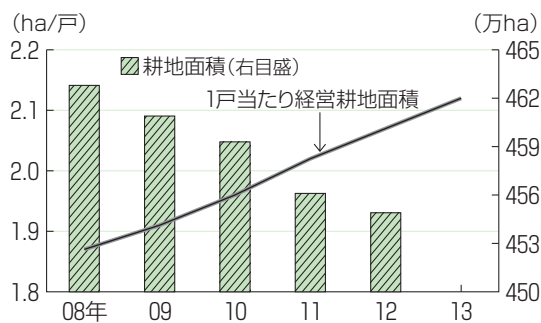
1 日本農業の現状

(1) 農業

農業に不可欠な生産要素である土地について、近年の経営耕地面積の推移を示した(第1図)。経営耕地面積は減少傾向で推移し、12年には454.9万haとなった。一方で、販売農家数が毎年3～6万戸のペースで減少しているため、販売農家1戸当たり経営耕地面積は拡大しており、13年には全国平均で2.12ha/戸となった。

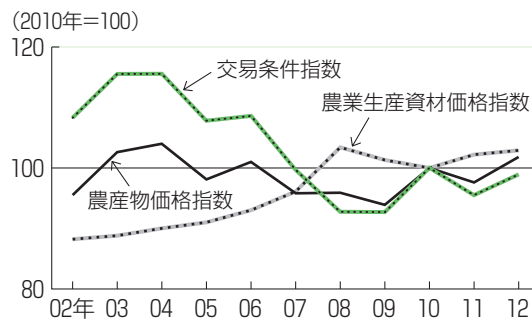
日本農業の経営環境についてみると、04年から08年にかけて、農業生産資材価格指数が上昇する一方で、農産物価格指数が低下したため、農業の交易条件は悪化した(第2図)。10年に一旦改善したものの、11年の東日本大震災によって再び悪化している。直近では農産物価格指数が上昇しつつあるものの、為替相場が円安方向へ振れ、燃料の輸入価格が上昇したこと等から農業生産資材価格指数も農産物価格指数以上に上昇している。それゆえ、交易条件の明らかな改善はみられず、日本農業にとって厳

第1図 経営耕地面積の推移



資料 農林水産省「農業構造動態調査」から作成
(注) 1戸当たり耕地面積は販売農家の値。

第2図 交易条件の推移



資料 農林水産省「農業物価統計」から作成

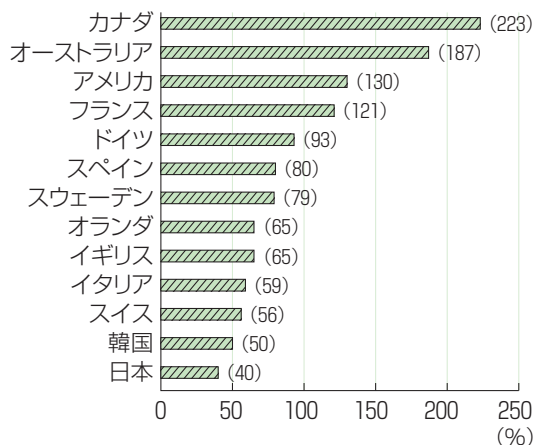
しい経営環境が続いている。

(2) 食料

日本の食料自給率(供給熱量ベース)は40%(09年)であり、第3図に示した先進国13か国中最低水準である。米(97%)はほぼ全量を自給しているが、小麦(11%)や大豆(25%)、砂糖類(26%)、油脂(3%)等の品目では自給率が低い。また、輸入飼料で飼育される家畜が多く、畜産物(16%)の自給率も低い。

低い食料自給率の背景としては、選択的

第3図 主要国の食料自給率(カロリーベース)
(2009年)



資料 農林水産省(2013a)から作成

拡大の下で日本が麦や大豆など米以外の主要食糧を国内生産ではなく外国からの輸入によって、主に調達してきたこと、牛肉やオレンジ等の国境措置の削減によってそれらの品目の国内生産が縮小したこと等がある。また、日本人の食生活の変化も食料自給率を低下させた一因である。1980年頃の食生活は、ご飯を主食とするPFC（たんぱく質、脂質、炭水化物）バランスがとれたものであり、「日本型食生活」と呼ばれた。しかし、近年ではご飯の消費量が減少する一方で、パンや畜産物、油脂等の消費量が増加し、その結果食料自給率が低下することとなった。

そのようななかで、09年4月に「米穀など新用途への利用の促進に関する法律」が成立し、パン等の原料である小麦を米で代替する米粉用米や、輸入飼料を国産の米で代替する飼料用米の生産や消費を刺激する取り組みが行われている。

(3) 農村

日本の農村では、人口の減少と高齢化が進んでいる（第1表）。傾斜地に農地がある営農条件が不利な農村で、その傾向が著し

い。都市的地域では2010年までの10年間に人口が3.3%増加し、高齢化率が21.3%である一方で、その対極にある山間農業地域では人口が14.9%減少し、高齢化率が34.8%である。

病院、食料品店、ガソリンスタンド、郵便局等の生活に必要な施設が減少したり、鳥獣被害の増加によって営農環境が悪化したりするなど、農村での生活を脅かす問題も生じている。ただし、一部では、総務省が地方に人材を派遣し、若者の定住を図ろうとする制度である地域おこし協力隊等、農村を活性化させる取り組みが行われ、都市から農村へ移住する若者が現れるなど、成果を挙げている。

2 米政策に関する議論

日本農業の主要品目である米に関する政策が見直されつつある。米政策は今後も引き続き日本の農業生産構造に大きな影響を及ぼす重要な問題である。本節では、今回の米政策の見直しで主要な議題となっている生産調整の沿革と米政策の見直しの内容を整理する。

(1) 主食用米の生産調整の沿革

1960年代後半に、高米価政策の下で米の膨大な過剰在庫が発生し、主食米の生産量を抑制することが喫緊の課題となった。この課題へ対処するために、70年度から水田の休耕等を通じた生産調整が開始された。

生産調整開始当初の仕組みは減反政策で

第1表 地域類型別の人口

(単位 百万人、%)

	00年		10		増減率	高齢化率
		割合		割合		
都市的地域	97.6	76.9	100.8	78.7	3.3	21.3
平地農業地域	13.1	10.3	12.6	9.8	△3.5	25.8
中間農業地域	11.8	9.3	10.9	8.5	△7.7	29.7
山間農業地域	4.5	3.6	3.8	3.0	△14.9	34.8
計	126.9	100.0	128.1	100.0	0.9	-

資料 農林水産省(2013a)から作成
(注) 高齢化率は2010年の値。

あり、生産調整の目標面積（＝主食用米を生産してはならない面積）を配分することに加えて、単純な休耕に対しても助成する等、主食用米の生産量の抑制に重点を置いた。目標面積が未達成の場合には、翌年の目標面積が積み増されるとともに、補助事業の採択で不利になる等のペナルティ措置も設けられた。

78年度からの生産調整の仕組みは転作政策であり、主食用米の生産から麦や大豆等のような自給率の低い作物の生産への転換を推進した。また、04年産以降は、需要に応じた売れる米づくりを推し進めるために、目標面積を配分する方式から生産数量目標（＝販売実績を勘案して主食用米を作る数量）を配分する方式へ転換した。

10年度に民主党政権によって導入された戸別所得補償制度は、生産調整達成者に対して10a当たり15,000円（標準的な生産費と標準的な販売価格の差）の定額交付金と当年度の販売価格が標準的な販売価格を下回った際に米価変動補填交付金を交付する定額交付金付き不足支払いの仕組みである。生産調整へ参加するか否かは生産者自らが選択するが、交付金によって生産調整の実効性は担保された。

以上のように、主食用米の生産調整は開始当初には強制感を伴う仕組みであったが、現在では生産調整に参加するか否かを生産者が自らの選択・経営判断に基づき自由に選択できる仕組みとなった。また、08年度からは主食用米生産量の抑制だけでなく、より一層の水田有効活用が重視されており、

食料自給率向上のために従来からの大豆、小麦等に加え、米粉用米、飼料用米といった非主食用米の生産を振興している。

（2）戸別所得補償制度の廃止と生産調整の見直しをめぐる議論

13年10月24日に開催された産業競争力会議の第3回農業分科会で、同分科会の主査を務める委員から、主食用米の生産数量目標^(注2)の廃止を提案する資料が出された。同資料では、生産目標数量を「農業の担い手の自由な経営判断や市場戦略を採っていくことを著しく阻害し、意欲のある農業経営者の効率的な生産を大きく妨げる原因」と捉え、「農業の産業としての競争力を強化する観点から、生産調整を中期的に廃止していく方針を明確化」し、「平成28年度には、生産数量目標の配分を廃止し、生産調整を行わないこと」を提案している。また、同資料では戸別所得補償制度の10a当たり15,000円の定額交付金と米価変動補填交付金を14年度から廃止することも謳っている。

この第3回農業分科会を機に、13年10月末頃から多くのメディアによって、「減反見直し」のような見出しをつけて、戸別所得補償制度が廃止されるとともに、生産調整が大幅に見直されるという趣旨の報道がなされた。^(注3)なお、生産数量目標の配分の中止という生産調整の仕組みの変更は、必ずしも減反の廃止を意味しないとする識者もいる。^(注4)

（注2） 新浪（2013）を参照。

（注3） 例えば、日本経済新聞（2013a）等を参照。

（注4） 山下（2013）を参照。

(3) 政府による米政策見直しの決定

産業競争力会議や与党農林部会等での一連の議論を受け、政府は13年11月26日に開催した農林水産業・地域の活力創造本部において、戸別所得補償制度や米政策の見直しを決定した。具体的な見直しの内容として、①5年後を目途に生産目標数量の配分を中止する、②14年度から定額交付金を10a当たり7,500円に半減する（現行制度と同様に生産調整達成者が参加できる17年度までの時限措置であり、それ以降は廃止）、③14年度から米価変動補填交付金を廃止する、④非主食用米（例えば飼料用米）等の転作作物に対する交付金（「水田活用直接支払交付金」）を拡充し、収量に応じて10a当たり最大105,000円を交付する、⑤用水路管理や農村環境改善を支援する「日本型直接支払制度」（「農地維持支払い」、「資源向上支払い」）を「農地・水保全管理支払交付金」を組み替えて新設する、等である。^(注5)

政府が決定した見直しの内容は、自民党が掲げた政権公約（「戸別所得補償」から「農地を農地として維持する支援策」への振替拡充）とおおむね一致している。

（注5）日本経済新聞（2013b）等を参照。

3 TPPと農林水産物輸入

TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）は、貿易だけでなく知的財産や投資等に関する仕組みについて参加国間での高水準の統一を目指している。TPPで国境措置が削減されれば、農産物輸入が増大し、日本農業が

より一層縮小する可能性がある。本節では、日本農業の今後を左右するTPPについて、TPP交渉参加までの経緯、これまで日本が締結したEPA（経済連携協定）・FTA（自由貿易協定）とTPPとの対比、TPP交渉参加国からの農産物の輸入状況について述べる。

(1) TPP交渉参加の経緯

TPPについては、菅直人首相（当時）が10年10月の所信表明演説で唐突に「平成の開国」と称して交渉参加の検討を提起して以降、賛否両論が鋭く対立した（第2表）。野田首相（当時）の衆議院解散によって行われた12年12月の衆院選で、自民党は『「聖域なき関税撤廃」を前提にする限り、TPP交渉参加に反対」との公約を掲げ圧勝した。

第2表 TPP交渉参加までの経緯

年月	内容
06. 3	P4(シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ)発効
10. 3	TPP第1回交渉会合(P4各国、アメリカ、オーストラリア、ペルー、ベトナム)
10.10	第176回臨時国会(1日)での所信表明演説で菅直人首相(当時)が「環太平洋パートナーシップ協定交渉などへの参加を検討」すると表明
10.10	マレーシアがTPP交渉参加
11.11	野田首相(当時)が首相官邸での記者会見(12日)で「交渉参加に向けて関係国と協議に入る」と表明
12.12	メキシコ、カナダがTPP交渉参加
12.12	「『聖域なき関税撤廃』を前提にする限り、TPP交渉参加に反対します。」との文言を含む公約を掲げた自民党が衆院選(16日)で勝利
12.12	第2次安倍内閣が発足(26日)
13. 3	安倍首相が「オバマ米大統領と直接会談し、TPPは聖域なき関税撤廃を前提としないことを確認した」としてTPP交渉参加を表明(15日)
13. 7	「TPP等の経済連携交渉は、交渉力を駆使し、守るべきものは守り、攻めるべきものは攻めることにより、国益にかなう最善の道を追求めます。」との文言を含む公約を掲げた自民党が参院選(21日)で勝利
13. 7	日本がTPP第18回交渉会合参加

資料 新聞記事、外務省Webサイト等から作成

そして発足した第2次安倍内閣では、13年2月の日米首脳会談で「TPPは聖域なき関税撤廃を前提としないことを確認した」として、同年3月に安倍首相がTPP交渉参加を表明した。

日本は同年7月にマレーシアで行われたTPP第18回交渉会合に初参加した。当初、同年10月のAPECに合わせてバリ島で開催されたTPP首脳会合で大筋合意し、年内に妥結することを念頭に置いて、数回にわたって交渉会合が開催されたが、市場アクセスや知的所有権等の分野で参加国間の利害対立が解消されず、最終的な決着は14年以降に持ち越しとなっている。また、韓国はTPPに対する従来の消極姿勢を転換し、13年11月29日にTPP参加に向けたTPP交渉参加国との事前協議を行うことを表明し、12月5日にはバリ島で開催されたWTO関係会議でTPP関係国との予備交渉に入った。

(2) 既存のFTA・EPAに関する検討

日本はこれまでに13の国・地域との間でFTA・EPA（以下「協定」という）を結んで

きた（第3表）。日本が既に協定を結んだ13の国・地域のうち7か国がTPP交渉に参加している。日本がこれまでに結んだ協定の自由化率（品目ベース）は84.4～88.4%であり、米国が結んだ協定の自由化率96%以上と比較すると、日本が結んだ協定の自由化率は低い。

これまでの協定で日本が関税を撤廃したことのない品目は約940品目であり、そのうち農林水産物が約850品目である（第4表）。

第3表 日本が結んだFTA・EPA

国名	発効年月	自由化率(%)	
		貿易額ベース	品目ベース
シンガポール*	02.11	94.7	84.4
メキシコ*	05. 4	86.8	86.0
マレーシア*	06. 7	94.1	86.8
チリ*	07. 9	91.6	86.5
タイ	07.11	90.5	87.2
インドネシア	08. 7	91.6	86.6
ブルネイ*	08. 7	99.99	84.6
ASEAN	08.12	93.2	86.5
フィリピン	08.12	89.7	88.4
スイス	09. 9	94.9	85.6
ベトナム*	09.10	99.3	86.5
インド	11. 8	97.5	86.4
ペルー*	12. 3	99.7	-

資料 農林水産省(2013a), 外務省(2012), 内閣官房(2013a)から作成

(注) 1 自由化率については、EPA発効後10年以内の関税撤廃の割合を意味する。

2 国名に*を付した国はTPP交渉参加国。

第4表 日本が既存の協定で自由化しなかった主要な品目

撤廃したことがない品目(約940)	既存のEPAにおいて「除外」以外の対応をしたことがない品目(約450)	農林水産品(約400)	水産品(約55), バター等乳製品(約110), 米等穀物(約70), 甜菜糖等糖類(約10), 穀物・ミルク等の調製品(約130), 等
		鉱工業品(55)	—
	既存のEPAにおいて「再協議」または「スタンドスティル」としたことがある品目(約360)	農林水産品(約320)	肉類・肉調製品(約40), チーズ等乳製品(約20), さけ, まぐろ等水産品(約40), でん粉・穀粉等(約25), パイナップル・トマト等の調製品(約15), 植物性油脂等(約30), 糖類・調製食料品(約100), 合板(約30)等
		鉱工業品(40)	—
撤廃したことがない品目(約940)	既存のEPAにおいて関税削減, 関税割当てをしたことがある品目(約130)	農林水産品(約130)	肉類・肉調製品(約10), パイナップル・トマト等の調製品(約15), 糖類・調製食料品(約10), 等
		—	—

資料 内閣官房(2013a)から作成

(注) カッコ内の数字は品目数。スタンドスティルとは既存の規制の維持を意味する。

これらの中には、TPP交渉で日本が重要品目と位置付けている米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物等の品目が含まれている。関税を撤廃したことがない品目数は貿易品目数（約9,000品目）の1割を占めており、仮にTPPで、これまでに米国が結んだ協定並みの自由化率が求められるならば、重要品目の国境措置の削減（輸入枠の拡大、関税の削減、関税の撤廃等）に帰着する可能性は否定できない。重要品目が地域農業に^(注6)欠かせない位置を占めている地域は、国境措置の削減によって多大な影響を被ることになる。

協定締結以前（02年）と以後（12年）の協定締結国からの農林水産物輸入額を第5表に示した。ブルネイを除く協定締結国について、協定締結以後に日本の農産物輸入額が増加している。増加率はインドネシアの26%からスイスの1,936%まで幅がある。最も大きいスイスの増加率は、タバコ・葉巻等（増加率11,728%）、飲料・アルコール等

第5表 FTA・EPA締結国からの農林水産物輸入額

(単位 百万ドル, %)

国・地域	02年 a	12 b	増加額 b-a	増加率 (b-a)/a
シンガポール	203	700	497	244.1
メキシコ	421	967	546	129.8
マレーシア	367	1,432	1,065	290.3
チリ	900	2,220	1,321	146.8
タイ	2,394	4,843	2,450	102.3
インドネシア	1,062	1,335	273	25.7
ASEAN	5,447	11,249	5,801	106.5
フィリピン	732	1,454	722	98.6
スイス	42	847	805	1,935.7
ベトナム	626	1,311	685	109.4
インド	512	1,063	551	107.5
ペルー	171	309	138	80.7

資料 International Trade Centreデータから作成
(注) HS分類の1類から24類までを集計。ブルネイからの農産物輸入はほぼ皆無のため省略。

(同6,553%)、コーヒー・茶等（同5,188%）の輸入額が大幅に増加したことによる。このように自由化率が90%に満たない既存の協定においてさえ、協定締結後には農林水産物の輸入額は大幅に増加した。それゆえ、自由化率が既存の協定よりも高いといわれるTPPが締結され、これまで以上の国境措置の削減がなされるならば、農林水産物の輸入額は更なる伸びを示す可能性が高い。

参考までに、協定締結前後の日本の農業産出額を示した（第6表）。協定締結以前の02年と以後の11年を比較すると、農業総産出額は7.7%減少した。部門別にみると耕種

第6表 年次別農業産出額の推移

(単位 億円, %)

	02年 a	11 b	増減率 (b-a)/a
農業総産出額	89,297	82,463	△7.7
耕種計	63,908	56,394	△11.8
米	21,720	18,497	△14.8
麦類	1,513	370	△75.5
雑穀	69	69	0.0
豆類	991	571	△42.4
いも類	1,928	2,045	6.1
野菜	21,514	21,343	△0.8
果菜類	9,848	9,220	△6.4
葉茎菜類	8,238	8,768	6.4
根菜類	3,427	3,355	△2.1
果実	7,489	7,430	△0.8
花き	4,471	3,377	△24.5
工芸農作物	3,277	1,983	△39.5
その他	936	709	△24.3
畜産計	24,783	25,509	2.9
肉用牛	4,662	4,625	△0.8
乳用牛	7,779	7,506	△3.5
うち生乳	6,836	6,579	△3.8
豚	5,168	5,359	3.7
鶏	6,532	7,530	15.3
うち鶏卵	3,944	4,505	14.2
養蚕	16	-	-
その他畜産物	627	489	△22.0
加工農産物	605	560	△7.4
生産農業所得	35,232	27,800	△21.1

資料 農林水産省「生産農業所得統計」から作成

部門が11.8%減少する一方で、畜産部門は2.9%増加した。畜産部門の増加は、土地に依存せず企業的大規模経営が成立しやすい豚や鶏等の中小家畜で農業産出額が伸びたためである。

農業総産出額が減少した背景としては、輸入自由化の進展に伴って輸入が増加した外国産農産物によって、価格面での競争力に乏しい国産農産物が部分的に代替されたことがあろう。低価格の外国産農産物は国産農産物の価格を低下させ、持続的な国内生産を困難にしたとみられる。^(注7) また、農業者の高齢化や農地面積の縮小等、日本の農業生産基盤の脆弱化も農業総産出額が減少した要因として挙げられよう。

(注6) 重要品目の生産や貿易の状況については、清水・藤野・平澤・一瀬(2012)を参照。

(注7) 例えば、野菜について、藤島(2007)は「輸入による安価な野菜の流入や供給過剰等」が国産野菜価格の「低位収斂化」や「価格高騰期間の短縮化」を招いたとしている。

(3) TPP交渉参加国からの農林水産物輸入

TPP交渉参加国からの日本の農林水産物輸入額(12年)と主要な輸入品目について整理した(第7表)。この表から以下の2点が指摘できよう。

第1に、TPP交渉参加国からの輸入額に占める農林水産物の割合は、世界全体と比較して高いことである。世界全体からの輸入に占める農林水産物の割合が9.3%である一方で、TPP交渉参加国では15.9%と約1.5倍である。換言すれば、TPP交渉参加国の日本向けの輸出において、TPP交渉に参

加していない国よりも、相対的に農林水産物が重要な位置を占めているといえよう。

第2に、日本が重要品目と位置付ける品目が、複数のTPP交渉参加国からの輸入において、輸入額が大きいとみられることである。例えば、オーストラリアからの農林水産物の輸入額は、「肉及び食用のくず肉」(HS2類)が最も大きく、次いで「穀物」(HS10類)、「酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品」(HS4類)となっている。この中には日本が重要品目と位置付ける米、麦、牛肉・豚肉、乳製品が含まれている。カナダ、ニュージーランド、アメリカ等からの輸入についても同様のことがいえる。

したがって、国境措置を削減していない状況ですら重要品目の輸入額が膨大であることを鑑みると、TPPにおいて国境措置が削減されたならば、輸出競争力が強く、農林水産物の日本への輸出が多いTPP交渉参加国からの重要品目の輸入が増加するとみられる。その結果、程度の差こそあれ様々な試算が^(注8)一様に示しているように、TPPによって日本農業の重要品目で生産縮小が生じることは不可避であるといえよう。

(注8) 例えば、内閣官房(2013b)では農林水産物の生産額が3.0兆円減少すると試算している。

4 東日本大震災と農業

まもなく東日本大震災から3年が経つ。津波の被害を受けた農地は復旧が進み、営農を再開した地域もある。しかし、東京電

第7表 日本のTPP交渉参加国からの農林水産物輸入品目(2012年)

(単位 百万ドル, %)

オーストラリア		カナダ		チリ	
農林水産物計(a)	4,937	農林水産物計(a)	5,082	農林水産物計(a)	2,220
肉及び食用のくず肉	1,854	採油用の種及び果実, 各種の種及び果実, 工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物	2,001	魚並びに甲殻類, 軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	1,519
穀物	1,002	肉及び食用のくず肉	1,276	肉及び食用のくず肉	208
酪農品, 鳥卵, 天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	447	穀物	755	飲料, アルコール及び食酢	142
合計(b)	56,375	合計(b)	12,659	合計(b)	9,353
農林水産物割合(a/b)	8.8	農林水産物割合(a/b)	40.1	農林水産物割合(a/b)	23.7
マレーシア		メキシコ		ニュージーランド	
農林水産物計(a)	1,432	農林水産物計(a)	967	農林水産物計(a)	1,499
動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物, 調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう	773	肉及び食用のくず肉	424	酪農品, 鳥卵, 天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	356
たばこ及び製造たばこ代用品	193	食用の果実及びナット, かんきつ類の果皮並びにメロンの皮	208	食用の果実及びナット, かんきつ類の果皮並びにメロンの皮	282
生きている樹木その他の植物及びりん茎, 根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉	128	食用の野菜, 根及び塊茎	108	肉及び食用のくず肉	237
合計(b)	32,826	合計(b)	4,403	合計(b)	3,026
農林水産物割合(a/b)	4.4	農林水産物割合(a/b)	22.0	農林水産物割合(a/b)	49.5
ペルー		シンガポール		アメリカ	
農林水産物計(a)	309	農林水産物計(a)	700	農林水産物計(a)	18,117
食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料	173	ココア及びその調製品	217	穀物	5,319
魚並びに甲殻類, 軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	34	穀物, 穀粉, でん粉又はミルクの調製品及びベーカーリー製品	192	肉及び食用のくず肉	3,221
食用の野菜, 根及び塊茎	30	各種の調製食料品	131	採油用の種及び果実, 各種の種及び果実, 工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物	1,966
合計(b)	2,819	合計(b)	8,768	合計(b)	78,213
農林水産物割合(a/b)	11.0	農林水産物割合(a/b)	8.0	農林水産物割合(a/b)	23.2
ベトナム		TPP交渉参加国計		世界全体計	
農林水産物計(a)	1,311	農林水産物計(a)	36,575	農林水産物計(a)	81,995
魚並びに甲殻類, 軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	627	肉及び食用のくず肉	7,220	魚並びに甲殻類, 軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	13,941
肉, 魚又は甲殻類, 軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品	288	穀物	7,099	肉及び食用のくず肉	9,893
コーヒー, 茶, マテ及び香辛料	181	魚並びに甲殻類, 軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	4,656	穀物	8,724
合計(b)	15,079	合計(b)	229,473	合計(b)	885,843
農林水産物割合(a/b)	8.7	農林水産物割合(a/b)	15.9	農林水産物割合(a/b)	9.3

資料 第5表に同じ

(注) 農林水産物計(a)はHS分類の1類から24類までを集計。各国から輸入される農林水産物の輸入額上位3品目(HS2桁)を表示。ブルネイからは農林水産物がないため表示を割愛したが、TPP交渉参加国および世界全体計の合計(b)にはブルネイからの農林水産物以外の輸入額を含む。

力福島第一原子力発電所の事故（以下「原発事故」という）の農業に対する影響は未だ尾を引いている。地域経済の復興には、農業の復興が欠かせない重要な問題である。本節では、東日本大震災からの農業の復興状況と原発事故による農業への被害について整理する。

（1）農業への被害と復旧の状況

東日本大震災では岩手県、宮城県、福島県の3県（以下「被災3県」という）を中心に、農林水産業において2兆3,841億円（12年7月5日時点）にのぼる被害が発生した。

農業では、地震と津波によって農地の浸水、がれきの散乱、水利施設の損壊等に見舞われた。13年3月末時点の復旧状況は、津波の被害を受けた農地のうち営農再開が可能となった農地が63%、がれき撤去が完了した農地が95%、損壊した水利施設のうち復旧した施設が71%等である。

また、被災3県の13年3月時点で営農を再開している農業経営体の割合は、岩手県97%（12年3月時点95%）、宮城県65%（同55%）、福島県59%（同56%）である。

東日本大震災から時間が経過するにつれ復旧が進んできているが、地域によりそのスピードには差が生じている。

（2）福島県産青果物の価格推移

原発事故は、被災3県の中でも特に福島県産農産物の価格を下落させた。本項では、福島県が主産県であるアスパラガスとキュウリの出盛り期の価格を10年から13年まで

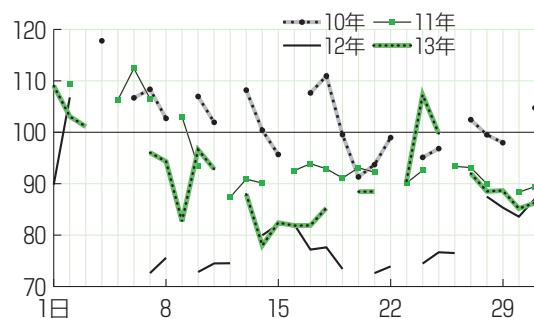
の4か年について比較し、原発事故の影響について考察する。

まず、4～6月期に福島県が全国2位の生産量であるアスパラガスの価格指数について第4図に示した（東京都中央卸売市場^(注9)に入荷した全産地のアスパラガスの加重平均価格^(注10)〔以下「全国価格」〕を100とした時の福島県産の価格について、10年から13年の4か年分を出盛り期である5月の開市日ごとにプロット）。

10年には福島県産アスパラガスの価格は全国価格とおおむね同水準で推移した。11年には、5月中下旬に福島県産の価格が全国価格を10%程度下回った。12年には、福島県産の価格低下が顕著となり、全国価格よりも20～30%程度低くなった開市日が多くみられた。13年には、前年よりも福島県産の価格が持ち直したものの、全国価格を10～20%程度下回っており、原発事故以前の水準までは回復していない。

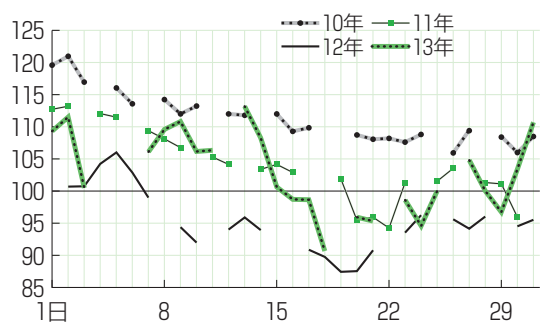
次に、福島県が東日本有数の産地である夏秋キュウリについて、出盛り期である7月の価格指数を第5図に示した。

第4図 福島県産アスパラガスの価格指数の推移(5月)



資料 ALIC「ベジ探」から作成
(注) 価格指数は東京都中央卸売市場(築地、大田、豊島、淀橋)の全産地の加重平均価格を100とした時の福島県産の価格。

第5図 福島県産キュウリの価格指数の推移(7月)



資料 第4図に同じ

(注) 価格指数は東京都における全産地の単価を100とした時の福島県産の単価。

10年には7月のすべての開市日において、福島県産キュウリの価格が全国価格を上回った。11年には、全国価格との価格差が縮まっただけでなく、7月後半には福島県産が全国価格を下回る開市日が現れた。12年には、福島県産が全国価格を下回る開市日が半ば常態化し、価格指数が最低となった12年7月19日には福島県産の価格は全国価格の87%にとどまった。13年には、前年よりも福島県産の価格が持ち直したものの、11年の水準にとどまっている。

(注9) ALIC「ベジ探」による東京都中央卸売市場のデータは、築地、大田、豊島、淀橋の4市場の合計値である。

(注10) 加重平均価格は「入荷した全産地のアスパラガスの売上高」を「入荷した全産地のアスパラガスの数量」で除して算出した価格である。

(3) 原発事故の推移

13年には福島県産のモモが3年ぶりにタイへ輸出される等、福島県の農業にとって明るい兆しもみられた。しかし、多くの品目で原発事故以前の状況へと回復するには至っていない。その背景の一つには依然として頻発する原発の不具合がある。

第8表 汚染水漏れの経緯

年月日	内容
13. 7. 22	汚染された地下水の海洋への流出を東電が初めて認める
13. 8. 7	汚染された地下水の流出量を経済産業省が1日300トンと試算
13. 8. 19	汚染水貯蔵タンクから水漏れが発生
13. 8. 22	相馬双葉漁業協同組合が9月1日からの試験操業の延期を決定
13. 8. 26	政府は汚染水対策について国が主導することを発表
13. 8. 28	原子力規制委員会はタンクからの水漏れについて国際原子力事象評価尺度をレベル1からレベル3(重大な異常事象)への引上げを発表

資料 新聞記事等から作成

11年12月16日に野田首相（当時）が原発事故の収束を発表して以降も、原子炉および使用済み核燃料プールの冷却が停止する等のトラブルが繰り返されている。

13年にも、7月には放射能に汚染された地下水が海洋へ流出していたことが発覚した（第8表）。また、8月には高濃度汚染水貯蔵タンクが漏水し国際原子力事象評価尺度で「重大な異常事象」とされるレベル3の事態を招いた。これらの事態を受け、相馬双葉漁業協同組合では当初予定していた13年9月1日からの試験操業を延期することとなった（9月25日に試験操業再開）。

このように福島県の農林水産業復興に向けた動きに水を差すトラブルが、原発事故から丸3年が過ぎようとする現在でもなお発生している。

5 農業者支援に関する動き

農業者の高齢化が進んでおり、今後の日本農業を担う若い人材の育成が課題となっ

ている。また、専門的な農業技術の普及や6次産業化支援等も、今後の日本農業の維持発展にとって大きな問題である。本節ではこれらの農業者支援に関する問題に対して、13年から本格的に始まった新たな仕組みである日本農業経営大学校、農業革新支援専門員、農林漁業成長産業化支援機構について紹介する。

(1) 日本農業経営大学校

農業者大学校は1968年に農業者を育成する唯一の国立教育機関として設立され、先端的農業技術や先進的農業の経営手法に関する教育を実施し、将来にわたって日本の農業・農村のリーダーとなる農業経営者を育成してきた。しかし、民主党の鳩山内閣が設置した行政刷新会議の事業仕分けによって10年4月に農業者大学校は「廃止」と判定され、11年末に閉校した。^(注11)

優れた農業経営者の育成というかつて農業者大学校が果たしてきた役割を、これからは民間で担っていくことを目的として、次代の日本農業を担うリーダーを育成するため、日本農業経営大学校が13年4月に開校した。^(注12)同校は1学年20名の定員で、2年間にわたって農業経営に必要な知識や技術を習得する、全寮制の学校である。

同校のカリキュラムには座学の講義のみならず、先進的農業経営や食品関連企業での現地実習も組み込まれており、講師は一般社団法人アグリフューチャージャパン（AFJ）会員企業の経営者、実務家、大学の研究者等に加えて、学生のニーズに応じて

各界の第一人者を招聘する等、多彩な顔ぶれとなっている

日本農業経営大学校には、閉校した農業者大学校の役割を継承し優れた農業者を育成するのみならず、農業以外の異業種との連携等を通じてグローバル化時代の日本農業の姿を構想できる卓越した人材を輩出することが期待される。

（注11）「廃止」理由は、「一定の役割を終えた」「都道府県の農大校と役割が重複している。地方に役割を託すべきだ」等である。

（注12）日本農業経営大学校の開設者は一般社団法人アグリフューチャージャパン（「AFJ」）である。AFJは12年2月に設立され、会員は食品メーカーや商社等の民間企業や農業者等である。

(2) 農業革新支援専門員

農業技術経営に関して専門職員が農業者に行う公的な指導事業＝協同農業普及事業（以下「普及事業」という）は、国と都道府県が役割を分担し、事業を運営している。国は運営指針の策定、交付金の交付、資格試験の実施等を担当し、都道府県は普及員を普及センター、農業試験場、農業大学校等に配置して新技術の研究開発や現場への普及活動等を担当している。

普及員は研究開発の成果を農業生産現場に普及する大きな役割を果たしている。しかし、研究と普及の連携については、「現場ニーズと研究成果のミスマッチや、現地実証の不足、旧専門技術員機能の低下等により、研究成果の現場での活用が不十分な状況」^(注13)という課題がある。

この課題に対して、普及活動と研究開発との連携強化等のために、12年度から「農

業革新支援専門員」が全都道府県に配置（12年12月時点で538人）され、13年度から本格的に活動をスタートさせた。農業革新支援専門員は、専門的な知識と豊富な経験を有する普及員から選ばれ、農業に関する普及、教育、研究、行政等の各組織との連携^(注14)強化や、先進的な農業者等への相談対応等を担当している。

今後、国および都道府県には、農業革新支援専門員を核として、より高い成果を創出できる普及事業の運営が求められる。

(注13) 農林水産省（2011）を参照。

(注14) 農業に関する教育、普及、研究の各組織が連携して成功している事例として、EER triptychと呼ばれる体制を持つオランダが挙げられる。詳細は一瀬（2013）等を参照。

(3) 農林漁業成長産業化支援機構

12年8月に「株式会社農林漁業成長産業化支援機構法」が成立した。この法律に基づいて13年2月1日に株式会社農林漁業成長産業化支援機構（以下「A-FIVE」という）が設立された。

A-FIVEには、同年3月25日時点で国が300億円、農林中央金庫等の民間企業が18億円を出資している。A-FIVE本体、またはA-FIVEと地域金融機関等の共同出資によ

って地域ごとに設立されたサブファンドが^(注15)6次産業化事業体へ出資するなどして支援し、農業の競争力強化を実現させることが、A-FIVEの事業目的である。

同年8月末までに全国各地に26のサブファンドが設立され、9月2日に第1弾の支援対象となる6次産業化事業体が決定された（第9表）。今後サブファンド（およびA-FIVE）が支援する6次産業化事業体は増加するとみられるが、官民が共同で設立したA-FIVEには、行政による補助金とは異なった支援のあり方を構築することが期待される。

(注15) 6次産業化事業体とは、農林漁業者と他産業の事業者が共同出資している会社のことを指す。

6 食品流通

第2次安倍内閣のいわゆる「攻めの農政」のなかで農林水産物輸出や6次産業化は、川下部門（流通経路、販売先、商品形態、等）に焦点を当てている。そのような観点から、本節では農林水産物の流通・販売について焦点を当て、卸売市場流通の再編と農林水産物輸出の状況について整理する。

第9表 サブファンドによる第1弾の支援先

(単位 万円)

		事業内容	出資額
株式会社OcciGabi Winery	北海道	ワイン製造と地場産食材を使ったレストラン運営、自家製ワインや地場産野菜、果物及び水産加工品などを販売する売店等	7,600
ジャパンホートビジネス株式会社	千葉	植木、盆栽を高付加価値化し、欧州、アジアや北南米等の市場に輸出	5,000
沖縄栽培水産株式会社	沖縄	高品質な車えびの周年販売を実現し、大口需要者の開拓等を通じて大消費地に販売チャネルを拡大	4,000

資料 A-FIVE(2013)から作成

(1) 卸売市場法改正から10年

日本の食品流通、特に生鮮農林水産物の流通において重要な役割を担っているのが、全国各地に整備された卸売市場である。今(14)年は、卸売市場の根幹を定めている卸売市場法が04年に大幅改正^(注16)されてから10年目の節目である。本項では、将来の農林水産物流通を検討する上で着目すべき過去10年間に卸売市場で起きた主要な変化2点について説明する。

第1に、一部の中央卸売市場（以下「中央市場」という）の地方卸売市場（以下「地方市場」という）への転換を促すことである。06年4月の釧路市中央市場と大分市中央市場が、地方市場への転換^{こうし}の嚆矢となった。中央市場の看板を下ろすことによって農林水産物を十分に集荷できなくなる可能性が当初指摘されたが、実際には地方市場へ転換した後も集荷量が落ち込むことはなかった。一方で、地方市場は中央市場よりも事業に関する規制が緩く、地方市場化によって開設者である県や市は運営費用を削減でき、卸売業者や仲卸業者は従前よりも自由な営業が可能となった。このようメリットが明らかとなったことから、地方市場へ転換する中央市場が相次ぎ、全国の中央市場数は04年度末の86市場から11年度末の72市場へと減少した。今後も地方都市の中央市場を中心に同様の動きが続くとみられる。

第2に、卸売市場法改正による取引方法に関わる規制緩和に伴って、委託集荷の割合やセリ取引の割合が低下したことである。例えば、中央市場における青果物では委託

集荷の割合は04年度の71.2%から11年度の64.5%へと低下し、セリ取引の割合は同期間に25.3%から14.9%へと低下した。かつては例外的な取引方法だった買付集荷や商物分離が法改正によって通常取引方法に位置付けられたことに伴い、大規模化した産地や小売店が委託集荷や商物一致よりも自身にとって望ましい取引方法としてそれらを選択したことがあろう。

このように、最近10年間で卸売市場には大きな変化が生じた。今後も農業者の高齢化等によって生産構造が、食の外部化の進展等によって消費構造が変化するとみられ、当然、流通構造も不断に変化していくことになるだろう。

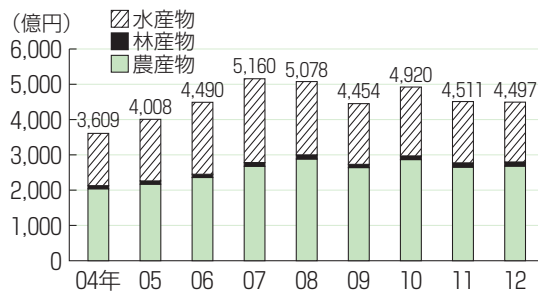
(注16) 主要な改正点は、①委託集荷原則の廃止、②商物一致原則の緩和、③第三者販売・直荷引きの弾力化、④卸売手数料の弾力化、の4点である。

(2) 日本からの農林水産物輸出

農林水産省は2020年までに農林水産物輸出額を1兆円へと拡大させる目標を掲げているが、近年の輸出実績は目標の半分程度である。農林水産物の輸出額は06年および07年に5,000億円を上回ったが、それ以降はリーマンショック後の世界的な景気減速や原発事故の影響等によって、4,000億円台で推移している（第6図）。また、輸出先国で日本産と外国産食品の競争が激化していることも、日本の農林水産物輸出が伸びづら^(注17)い要因となっている。

農林水産物の輸出先国については、日本はアジア向けに輸出額の7割超を輸出して

第6図 農林水産物輸出額の推移



資料 農林水産省(2013d)から作成

いる(第10表)。アジアの中でも香港(21.9%)、台湾(13.6%)向けの割合が高い。アジア以外では北米や欧州向けに農林水産物を輸出している。

輸出品目については、農産物が農林水産物輸出額の約6割を占め、その中でも加工食品(29.0%)の割合が高い。一方で、野菜・果実(3.0%)のような加工度の低い農産物の割合は高くはない。

20年の農林水産物輸出額目標1兆円のうち、加工食品が5,000億円で最も多く、次いで水産物3,500億円、米・米加工品が600億

第10表 日本の農林水産物輸出(2012年)

輸出先国			輸出品目		
	輸出額	割合		輸出額	割合
合計	4,497	100.0	合計	4,497	100.0
アジア	3,275	72.8	農産物	2,680	59.6
うち香港	986	21.9	加工食品	1,305	29.0
台湾	610	13.6	畜産品	295	6.6
中国	406	9.0	穀物	196	4.4
北米	741	16.5	野菜・果実	133	3.0
うち米国	688	15.3	その他	751	16.7
欧州	267	5.9	林産物	118	2.6
オセアニア	126	2.8	水産物	1,698	37.8
アフリカ	55	1.2	水産物	1,196	26.6
南米	32	0.7	水産調製品	502	11.2

資料 農林水産省(2013d)から作成

増」実現のための施策の1つとして、農林水産物輸出の拡大を位置付けているが、農林水産物輸出の促進が国内農業の生産拡大につながるかに関しては、懐疑的な見方もある。^(注19)最も金額の大きい加工食品の輸出において、「原材料の国産化による付加価値の向上を推進」を進めることは、国内農業生産の維持拡大に多少なりとも寄与するのではないだろうか。

(注17) 例えば、農経新聞(2013)は、「シンガポールでは味が勝る日本産のイチゴが韓国産のイチゴに追随されシェアを奪われた」と報じている。同紙は、輸出減少の要因として、日本産果物の「購入者が一部の富裕層や現地の日本食レストランに限られ、新規の客を獲得しにくい」ことを挙げている。

(注18) 農林水産省(2013c)を参照。

(注19) 例えば、三輪(2013)を参照。

(注20) 農林水産省(2013c)を参照。

おわりに

以上、日本農業の現状について概観した後、近年の日本農業を取り巻く主要な話題について整理した。

現在、日本では、農業者の高齢化や農業産出額の減少等、農業生産基盤の脆弱化が進んでおり、米の生産調整の仕組みも岐路に立っている。TPPの帰趨はその流れを加速する可能性があり、日本農業は原発事故の^{くひ}転からもいまだ完全には逃れられていない。こうしたなかで、農業者支援の新しい枠組みや農林水産物輸出の促進等の動きが生じ始めており、注目される。

<参考文献>

- ・ A-FIVE (2013)「サブファンドによる出資に対する同意決定(第1陣案件)とこれまでの取組状況について」
- ・ 一瀬裕一郎(2011)「東日本大震災による農業被害と復興の課題」『農林金融』8月号
- ・ 一瀬裕一郎(2012)「最近の福島県産農産物の価格動向」『農中総研 調査と情報』9月号
- ・ 一瀬裕一郎(2013)「オランダ農業が有する競争力とその背景」農林水産省『平成24年度海外農業情報調査分析事業(欧州)報告書』
- ・ 内田多喜生(2012)「協同農業普及事業の現状」『農中総研 調査と情報』9月号
- ・ 外務省(2012)「日本の経済連携協定(EPA)の現状と主要国・地域の取組状況」
- ・ 清水徹朗・藤野信之・平澤明彦・一瀬裕一郎(2012)「貿易自由化と日本農業の重要品目」『農林金融』12月号
- ・ 首相官邸(2013)「平成25年5月17日 安倍総理『成長戦略第2弾スピーチ』(日本アカデミア)」
- ・ 鈴木宣弘(2013)『食の戦争 米国の農に落ちる日本』文藝春秋
- ・ 内閣官房(2013a)「TPP協定交渉の現状(説明資料)」
- ・ 内閣官房(2013b)「関税撤廃した場合の経済効果についての政府統一試算」
- ・ 新浪剛史(2013)「経営所得安定対策の見直し及び今後の農政の基本方針を踏まえた補助金等の改革に係る最重点事項」産業競争力会議第3回農業分科会配布資料
- ・ 日本経済新聞(2013a)「減反見直し急浮上ーコメ新制度、結論急ぐ、自民、党内から反発も」10月25日付
- ・ 日本経済新聞(2013b)「農家支援、転作に重点、

減反補助金、7000円台に半減、コメ作りすぎ防ぐ、政策見直し、月内に決着」11月20日付

- ・ 農経新聞(2013)「減少傾向の果物輸出 攻めの農業はどう出るか」10月28日付
- ・ 農林水産省(2009)「卸売市場をめぐる情勢について」
- ・ 農林水産省(2010)「農業者大学校をめぐる経緯について」
- ・ 農林水産省(2011)「普及事業をめぐる現状と課題」
- ・ 農林水産省(2013a)『平成25年版 食料・農業・農村白書』農林統計協会
- ・ 農林水産省(2013b)「協同農業普及事業をめぐる情勢」
- ・ 農林水産省(2013c)「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」
- ・ 農林水産省(2013d)「平成24年農林水産物・食品輸出実績」
- ・ 農林水産省(2013e)「卸売市場データ集」
- ・ 農林水産省(2013f)「林農林水産大臣記者会見概要(平成25年10月25日)」
- ・ 農林水産省(2013g)「経営所得安定対策について」
- ・ 藤島廣二(2007)「野菜輸入の増加と野菜販売環境の変化」全国農業協同組合中央会編『協同組合奨励研究報告』第33輯
- ・ 三輪泰史(2013)「農産物輸出は「成長産業」なのか？」日本総研Webサイト
- ・ 山下一仁(2013)「戦後農政の大転換「減反廃止」は大手マスコミの大誤報」『ダイヤモンドオンライン特別レポート』11月13日付

(内容は2013年12月10日現在)

(いちのせ ゆういちろう)





2014国際家族農業年 ——今問われる「家族農業」の価値——

常務取締役 原 弘平

はじめに

国際連合は、2012年第66会期国連総会決議において、本年（14年）を「国際家族農業年^{（注1）}」とすることを決定した。なぜ今「家族農業」なのであろうか。また、そのことはわが国の農業を考えるうえでどのような意味を持つものであろうか。

以下、本稿においてはまず、国連が家族農業年の決議を行った背景とその意味を概観し、さらに、そのことがわが国の今後の農業のあり方、特に現在急速な展開を見せている農業政策のあり方に対してどのような意味を持つものであるかを考えてみることにしたい。

（注1）2014 International Year of Family Farming：日本語版国連ホームページにおいては、仮訳として「国際農家年」との表記も見られるが、FAOホームページにおいては「国際家族農業年」とされている。訳としては「家族農業」がより適切と思われることから以下では「家族農業」を用いる。

2 「国際家族農業年」の背景とその意味

（1）増加する世界の飢餓人口

今回国連が家族農業年を決定した背景と

して最も重要であるのは、国際的な飢餓問題にいかに対処すべきか、という問題意識であろう。

2000年に開催された国連ミレニアムサミットによる「ミレニアム開発目標」（以下「開発目標」という）においては、飢餓に苦しむ人口の比率を2015年までに1990年対比で半減することが決定されている。しかし、現状はこの目標の達成は極めて難しい情勢にあり、特に07年以降に生じた世界的な穀物価格の急騰とその後の景気後退は、その達成を著しく困難なものとした。

08年9月のFAO（国際連合食糧農業機関）推計によれば、03～05年において、慢性的な飢餓状態にある人の数は全世界で8億4,800万人とされ、これは開発目標の基準年次である90～92年の8億4,200万人と対比して600万人の増加であった。

その後、08年12月、FAOが発表した推計によれば、食糧価格の高騰により新たに約4,000万人が飢餓に陥ったとされている。さらに、08年以降の世界的な景気後退局面において、飢餓人口は一層増加し、09年には10億人を突破したとみられている。10年以降はやや減少を示しているものの、目標の飢餓人口削減はまず不可能な情勢といえよう。

こうした飢餓人口の削減と密接な関連を持つのが貧困の削減という課題である。そもそも飢餓の削減と貧困の削減は開発目標の中でも同一の目標グループ内に掲げられており、貧困（1日1ドル以下での生活者）の削減も、飢餓と同様に90年対比半減とされている。

飢餓の原因として、貧困が大きな要素であることは疑うべくもないが、一方で飢餓による栄養失調が活力の低下、学習意欲の低下等を通じて教育機会を奪い、貧困を再生産するという悪循環をもたらしている。

こうした負の連鎖が最も顕著にみられるのが、アフリカ、アジア等の小規模農業者であり、「国際家族農業年」の決定においては、これらの農業者の自立を支援することにより、貧困と飢餓の悪循環を断ち切ることが大きな目標とされているのである。

(2) 大規模農業プロジェクトの波及効果への疑問

しかし、家族農業を支援すべき、という今回の国連の考え方の背景には、単に貧困と飢餓に対する直接的な対策としての問題意識以上のものが存在している。そもそも、極めて多数の小規模な家族農業を支援し、投資を促し、その自立を図っていくためには、教育、技術普及、金融等、様々な社会的インフラも必要となり、多大な努力と長期にわたる持続的な援助が必要となる。単に、短期的な食料の増産、貧困の改善のみを目指すのであれば、海外から大規模な投資を誘致し、大型農業プロジェクトを展開

するといった手法がはるかに容易であろう。

事実、07年以降の穀物価格急騰を契機として、アフリカ、アジア等の地域に対する国際的な農業投資は急速に拡大していた。国連がそうした大規模農業プロジェクトの推進ではなく、あえて「家族農業」への支援を打ち出した背景には、それら国々の基本的なあり方としてどういった農業構造が望ましいかという、より長期的な視点が強く働いていたものといえよう。

国連のそうした姿勢は、近年FAO等から公表された幾つかのレポートに反映されている。その一例をあげると、まず12年11月、FAOが発表した「開発途上国の農業への海外投資の動向と影響^(注2)」がある。同報告は、近年その動向に大きな注目が集まり、一部の市民団体等からは「土地収奪」(Land grab)との批判がなされてきた国際的な大規模農業投資について、投資受け入れ国にどのような波及効果が生じたかを分析したものである。

同報告によれば、「数々の研究が開発途上国での大規模土地買収の悪影響を実証している」とし、「土地買収を伴う投資は、地域コミュニティに対するメリットよりも、デメリットの方がはるかに大きい」と断じている。また、多くのプロジェクトは輸出市場向け、またはバイオ燃料向けであり、むしろ投資受け入れ国の食料安全保障に脅威をもたらす可能性がある^(注3)と指摘されている。しばしば多くの自由化論者によって指摘されるトリクルダウン効果^(注3)に関して「創出される雇用の持続性に疑問」がある

とし、単純労働でさえ、域外からの労働に独占される、といった事例があげられている。

(注2) 以下、引用はFAO日本語版ホームページのニュースリリースによる。

(注3) 新自由主義論者の主要な主張の一つであり、富める者が富むことにより、次第にその恩恵が貧しい者にも均霑していく、という考え方。

(3) 自然資源劣化への懸念

こうした地域への波及効果への疑問に加え、大規模集約化農業自体への懸念も強い。上記報告書の中にも触れられているが、集約化農業がもたらす土地、水、生物多様性などの自然資源の劣化に対する懸念である。そうした懸念は、FAOから11年11月に発表された「食料と農業のための世界土地・水資源白書」においても詳細に述べられている。

同白書は土地の劣化^(注4)に関し、全世界の土地資源のほぼ4分の1が非常に劣化、中程度のものを含めると、約3分の1が劣化しているとしている。水資源については、地下水の塩類化と汚染、水系やエコシステムの劣化が進んでおり、世界の主要産地における集約的な地下水の利用が帯水層の貯水量低下をもたらし、利用可能な地下水の緩衝機能が失われつつある、としている。

こうした自然資源の劣化に加え、世界的な気象条件の不安定化が、今後予想される食料需要の増大に対応する安定的な供給への懸念を著しく増大させている。同白書においては、世界的な農業の生産性の伸び率が多くの地域で鈍化している点に警鐘をならしている。

今回の家族農業年の背景には、貧困・飢餓問題に加えて、こうした全世界的な農業システムの不安定化への懸念があり、農民自身がその恩恵を受ける農業として、また持続可能な農業のあり方として、家族農業の価値を見直すべきとの考え方が強くあるものといえる。したがって、その問題提起は開発途上国における問題に限られるものではなく、先進国を含めた全世界的な課題であり、わが国においても考慮されるべき問題であるものといえよう。

(注4) FAOによる「劣化」の定義には生物多様性の喪失といったエコシステムへの影響も含む。

2 家族農業の価値とわが国農業政策への示唆

(1) 見直される家族農業の価値

今回の家族農業年の決定に際し、その理論的基礎、政策の方向性を得るため、CFS^(注5)（世界食料安全保障委員会）は専門家ハイレベルパネル^(注6)に対し、小規模経営の農業投資に関する報告書をまとめるよう求め、パネルは13年「食料安全保障のための小規模経営への投資」と題する報告書を提出した。以下では、同報告書の内容を中心とし、そこで家族農業の価値がどのように認識されているかをみていくこととしたい（なお、本報告書は、現在翻訳作業を終え14年2月には農山漁村文化協会から『家族農業の今日的価値』（仮題）として出版の予定である）。

同報告書では、まず、小規模経営とはどのように定義されるものであるかを述べて

いる。各国の農業構造自体が大きく異なるものであることから、小規模経営を一律の規模基準といったもので定義することは困難である。報告書において、小規模経営は、

①家族（単一または複数）によって営まれ、主として家族労働により経営が行われていること、

②保有している資源（特に土地）に限界があり、持続可能な生活を営むためには高水準の総要素生産性が必要となること、

③農外の活動からの収入に依存する割合が高く、それが経営の安定化に寄与していること、

④生産・消費両面の経済単位であり、合わせて農業労働力の供給源となっていること、等の特性を有するとされている。

こうした特性は兼業農家を含め、わが国の多くの農家が有するものである。また、世界的にみても、先進国を含めた多くの国において農業の基幹的部分を担っているものといえよう。報告書においては、そうした小規模経営の持つ価値について以下のような点を指摘している。

第一に、食料の供給に果たす小規模経営の役割の大きさという点である。報告書においては、世界的にみた小規模経営の土地生産性の高さを指摘しており、そこで紹介されている調査によると、全世界における小規模経営は少なくとも2億5千万戸存在し、耕作可能な農地の10%を利用しているにすぎないが、世界の食料の20%を生産している。この生産性の高さは、自営農業の場合の労働インセンティブの高さ、雇用労働

力に依存する場合の取引・管理コストの高さによるものとされている。特に、今後長期的にみた場合、農地の限界性、食料需要の増大が世界的な課題となり、その際には短期的な経済合理性ではなく、小規模経営の持つ土地生産性の高さ、土地利用の持続可能性といったことの意味が、さらに重要性を増すものといえよう。

第二に、小規模経営の社会的な面での波及効果である。一般に労働集約的な小規模経営は雇用の吸収力が高い。特に、女性・高齢者といった、他の就業機会を得ることが難しい人々にとって、重要な就業の場を提供している。今回、国連が家族農業年を決定した背景の一つにはジェンダー問題があり、家族農業を支援することにより、女性の労働の場を改善しようとする意図も強く働いている。さらに、小規模経営が加工と結びつき地域の食料市場を形成するとき、そこで生み出される雇用は、農村地域においては無視できない存在となる。

第三に、小規模経営の持つ様々な意味での安定性の高さである。自給的傾向の強い小規模経営は、血縁・地縁の互酬関係により生産物を共有し、食料危機等不安定な市場へのリスク対応を行う。また、経済的な変動においても、農家から都市に出た者が都市において失職した際のセーフティネットとしての機能を果たす。さらに、小規模経営の収入の多様性、特に農外所得による経営の安定性が高く評価されている点が注目されよう。

本報告書であげられている事例としては、

極めて近代化が進んだオランダ農業においても農業経営の80%以上が男女の別を問わず農外賃労働に従事していたこと（計算上、所得の30～40%が農外所得）、フランスにおいてもフルタイムの農業経営の半数以上が「その他の有給活動」に従事していたこと、イタリアでは全農業経営の90%以上が多就業活動を行っていたこと、などが示されている。一方、フルタイムで農業生産に従事している専門特化した農業経営の多くが、近年の経済・金融危機において極めて脆弱であり、その多くが閉鎖に追い込まれたとの報告があげられている。^(注9)

第四に、環境面における重要性である。報告書では、集約的で専門特化した農業生産システムにおいては化学肥料、農薬の集約的使用や家畜の集約的飼養がしばしば深刻な生態系不均衡を引き起こしており、これに対し、小規模経営は生物多様性の保存、在来種の保護といった面での貢献が大きい点が指摘されている。そうした在来種の保護は、厳しい自然条件、干ばつ、熱帯性疫病といった事態によく適応しており、交配計画において貴重な遺伝資源となるものである。

第五に、小規模経営の果たす、社会的・文化的重要性である。世界の多くの地域において小規模経営は、少数民族等、社会的な排除を受けてきた人々に避難場所を提供してきており、また、多くの地域において芸術、音楽、ダンス、口承文学、建築など、バラエティに富んだ文化遺産を継承してきている。

こうした小規模経営（家族農業）の有する様々な価値は、特に開発途上国において重要であるといったものもあるが、基本的には全世界的視野で問題にすべきものである。事実、EUでは13年9月、農相非公式特別会合が開催され、「不幸にも、高度に競争的でグローバルなビジネス環境のもとで、家族農業は…多くの困難に直面して」^(注10)おり、「家族農業の重要性とそれが直面する困難を顧み、とくに家族農業を統合する協同組合や生産者組織の発展を支援する環境をつくりだす」こと、また「EU、国、地域の各レベルの政策がどのように、またどの程度家族農業の持続可能性を強化できるか」について議論を行っている。

(注5) FAOに置かれた委員会であり、国際農業開発基金等、多くの関連する機関が構成員となっている、世界の食料安全保障および栄養に関するプラットフォームとして重要な役割を果たしている。

(注6) CFSにおいて、政策と科学をつなぐ役割を担うものとして2010年に設置され、科学的知見に基づいてCFSに助言し、政策立案を支援する組織。

(注7) 原文ではsmallholdersであり、通常、英和辞典等では小自作農とされているが、上記翻訳書においてはより一般的な意味を含め、小規模経営と訳した。このsmallholdersは同報告書の中でも、ほとんど家族農業と同義に使われている。

(注8) Dan, 2006 Agriculture, rural areas and farmers in China.

(注9) Mayaud, 1999 La petite exploitation rurale triomphante.

(注10) 以下、引用は「農業情報研究所」インターネットニュースによる。

(2) わが国農業政策への示唆

こうした国連、EU等の姿勢に対比すると、わが国で現在行われている議論の方向はか

なり異なったものであるように思われる。13年12月15日現在、農林水産省のHPにおいて「国際家族農業年」（または「国際農家年」他）の単語で検索しても、該当する事項は全く検出されない。現在の農政において強調される、大規模化、企業化、企業参入といった効率化一辺倒の方向性において、家族農業の価値が顧みられることは極めて少ないように感じられる。

前記の国連の問題意識、またハイレベルパネルの報告書にみられる家族農業の価値は、やや抽象的にいえば、家族農業を中心とする農業構造が持つ柔軟性・持続可能性であり、それが社会的・自然的な危機、変動に対して有する耐性であるといえよう。特に注目されるのは、いわゆる兼業農家に対する評価であり、報告書においてはそれがリスク耐性を有するものとして高く評価されていることである。一方、わが国においては、政策的にも、またマスコミ等の論評においても兼業農家に対してはそのマイナス面を強調することが多いように感じられる。

現在急速に進行しつつある農村の高齢化、後継者不足をみると、集落営農化、法人化といった施策は一つのやむを得ない方向性であろう。しかし、その際においても、兼業農家を急速に農外に追いやるということではなく、むしろできるだけ多くの住民が農村地域に暮らしていけるように配慮することが重要であると思われる。小規模農家を含め、農村地域に多様な農業経営体が存在し、農村地域自体が持続可能性を有す

ることは、大規模化した農業法人にとっても極めて重要である。大規模法人と地域の関係を考える際、以下のような点を考慮する必要がある。

第一に、農業の基盤となる農地、農道、水路といったインフラが、長期にわたる地域の共同作業によって造り上げられ、維持されてきた、いわば共有財産としての側面を有していることである。特に、用・排水施設は、極めて長期にわたる多くの人々の努力により支えられてきたものであり、地形の急峻なわが国において淡水を有効利用していくための重要な社会的基盤であるといえよう。農地中間管理機構案の検討過程にみられたように、農外の大企業が集積した優良農地を使用できるようにし、多くの小規模農家が退出していくという発想で、農村地域における農業インフラが果たして維持していけるのか（少なくともそうした懸念に配慮がなされたのか）強い疑問が残る。

第二に、農業インフラのみならず、学校、病院、商店、ガソリンスタンド等、様々な社会的基盤を維持していくうえで、地域に多様な人々が暮らしていることが極めて重要であるということである。一部論者の中には、大規模農業法人と兼業農家の対立構造を強調する傾向もみられるが、当総研でヒアリングした多くの大規模農業法人の経営者は（兼業農家に対する意識のいかんにかかわらず）、地域から人がいなくなり、社会的基盤が維持できなくなってしまうことには強い懸念を持っており、兼業農家を含

めた地域農業が維持されることを望む声も強い。

第三に、大規模農業法人自体の経営にとって、地域社会とのかかわりが重要だという点である。まず、農業法人が大規模化した際、常に問題となるのが雇用労働力の問題であろう。農業における労働の季節性から、その需要には不可避免的に繁閑が生ずる。仮に加工等の事業を組み合わせた場合においても、その作業にも繁閑が生ずる。そうした不安定な労働力需要に対応し得るのが、地域内のパート労働力であり、その多くは小規模農家の主婦、高齢者等であろう。そうした地域内の弾力的な労働力供給が無くなった場合、大規模農業法人の経営自体が不安定化せざるを得ない。

また、多くの農業法人は、その経営の安定化、収益機会の拡大、雇用労働力の有効活用等のため、加工、直売所、農家レストラン等の事業を営むケースが多い。地域維持の観点も含め、買い物配送サービス、福祉事業等、農業とは直接関連のない事業を営むケースもある。こうした様々な事業を営むうえでの顧客を確保するという観点からも、地域社会の維持は不可欠であり、多

様な人々が地域に存在することが重要といえよう。

農業法人にとって、地域社会の存在は、弾力的な労働力の確保、農外事業における収益機会という二重の意味において重要な役割を果たすものといえよう。

おわりに

以上のとおり、国連の家族農業年の背景には、家族農業の有する自然的・文化的・社会的な様々な価値への再評価があり、そのことはわが国にとっても決して無縁のことではない。現在、TPPに象徴される世界的な貿易自由化の動きがあり、そうした自由化の行きつく先には、巨大な集約化農業により、多くの家族農業は存在が許されない状況が予想される。価格のみを評価の基準とし、市場システムでは評価されない多くの価値を有する家族農業が消えていってしまうことには強い危惧を覚える。

国際家族農業年を契機として、わが国においてもそうした価値の見直しに関する議論が高まることを期待したい。

(はら こうへい)



統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(61)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(61)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(61)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(62)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(62)
6. 農業協同組合 主要勘定	(62)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(64)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(64)
9. 金融機関別預貯金残高	(65)
10. 金融機関別貸出金残高	(66)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部

T E L 03 (3233) 7745

F A X 03 (3233) 7794

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。

「0」 単位未満の数字	「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳	「△」 負数または減少
「*」 訂正数字	「P」 速報値

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年 月 日	預 金	発行債券	そ の 他	現 金 預 け 金	有価証券	貸 出 金	そ の 他	貸借共通 合 計
2008. 10	36,777,569	5,067,439	14,558,809	3,550,316	33,128,536	9,111,463	10,613,502	56,403,817
2009. 10	38,548,341	5,474,811	23,218,242	1,688,095	44,606,785	11,941,346	9,005,168	67,241,394
2010. 10	39,342,206	5,536,233	22,127,427	674,689	45,347,639	12,635,598	8,347,940	67,005,866
2011. 10	41,988,212	5,227,647	20,359,236	3,469,308	41,235,197	14,765,836	8,104,754	67,575,095
2012. 10	43,534,066	4,807,632	24,014,530	3,809,289	45,156,657	16,040,566	7,349,716	72,356,228
2013. 5	48,050,096	4,507,337	27,339,697	4,851,760	50,160,446	16,606,399	8,278,525	79,897,130
6	48,233,381	4,452,715	26,939,152	6,971,777	48,994,489	16,170,604	7,488,378	79,625,248
7	48,481,109	4,400,580	25,075,963	5,751,829	49,019,727	16,317,917	6,868,179	77,957,652
8	48,273,510	4,361,479	25,103,111	7,315,751	48,281,427	15,816,774	6,324,148	77,738,100
9	48,495,114	4,307,322	27,300,066	6,146,625	49,899,693	16,477,210	7,578,974	80,102,502
10	48,709,144	4,258,663	25,458,037	6,591,823	49,259,923	16,485,051	6,089,047	78,425,844

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2013年10月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農 業 団 体	40,630,774	-	488,984	88	146,019	-	41,265,865
水 産 団 体	1,357,370	-	81,001	1	10,800	-	1,449,173
森 林 団 体	2,236	-	4,091	1	105	-	6,433
そ の 他 会 員	3,134	-	2,868	-	-	-	6,001
会 員 計	41,993,513	-	576,945	90	156,924	-	42,727,472
会 員 以 外 の 者 計	221,753	60,387	298,085	81,198	5,299,832	20,417	5,981,672
合 計	42,215,266	60,387	875,030	81,288	5,456,757	20,417	48,709,144

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 298,822百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2013年10月末現在

(単位 百万円)

団 体 別		証 書 貸 付	手 形 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計
系 統 団 体 等	農 業 団 体	55,196	84,410	118,987	-	258,593
	開 拓 団 体	13	13	-	-	26
	水 産 団 体	9,112	4,257	6,270	20	19,658
	森 林 団 体	1,772	6,005	1,669	20	9,465
	そ の 他 会 員	256	629	20	-	905
	会 員 小 計	66,349	95,314	126,945	40	288,648
	その他系統団体等小計	51,503	22,917	40,325	-	114,743
	計	117,852	118,231	167,270	40	403,391
関 連 産 業		2,362,559	47,416	1,027,932	3,316	3,441,223
そ の 他		12,498,583	5,070	136,782	-	12,640,437
合 計		14,978,994	170,717	1,331,984	3,356	16,485,051

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2013. 5	7,372,917	40,677,179	48,050,096	1,000	4,507,337
6	7,180,675	41,052,706	48,233,381	-	4,452,715
7	7,129,358	41,351,751	48,481,109	1,000	4,400,580
8	6,625,260	41,648,250	48,273,510	-	4,361,479
9	6,491,820	42,003,294	48,495,114	-	4,307,322
10	6,478,667	42,230,477	48,709,144	500	4,258,663
2012. 10	5,801,859	37,732,207	43,534,066	-	4,807,632

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	う ち 国 債			
2013. 5	86,178	4,765,582	50,160,446	13,318,286	104	-	154,936
6	61,273	6,910,504	48,994,489	13,069,811	139	-	157,487
7	87,077	5,664,751	49,019,727	13,298,005	137	-	153,762
8	58,179	7,257,572	48,281,427	13,363,715	109	-	154,773
9	87,484	6,059,141	49,899,693	13,385,111	75	-	164,140
10	67,321	6,524,501	49,259,923	13,240,168	3,116	-	170,716
2012. 10	79,973	3,729,315	45,156,657	16,048,085	35,748	-	164,174

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貸		方		
	貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
	計	う ち 定 期 性			
2013. 5	55,512,795	54,237,243	1,037,491	953,923	1,798,535
6	56,579,834	54,961,358	1,066,866	949,496	1,803,486
7	55,246,237	53,715,798	1,011,350	947,177	1,740,476
8	55,532,544	54,021,362	1,014,965	947,178	1,744,105
9	55,272,427	53,977,321	1,038,574	947,177	1,744,962
10	55,556,665	54,184,018	1,103,955	947,177	1,744,963
2012. 10	55,225,134	53,747,529	998,181	913,106	1,792,291

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貸			方	
	貯 金			借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	うち信用借入金
2013. 4	28,608,362	61,447,955	90,056,317	567,601	387,302
5	28,311,634	61,566,557	89,878,191	587,868	410,492
6	28,747,570	62,481,447	91,229,017	565,404	390,206
7	28,103,902	63,046,778	91,150,680	585,192	410,930
8	28,505,845	63,089,423	91,595,268	551,112	376,114
9	28,355,008	62,793,911	91,148,919	553,542	376,895
2012. 9	27,567,513	61,947,729	89,515,242	571,809	399,293

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
769,923	4,012,559	3,425,909	19,130,306	79,897,130
633,972	5,120,270	3,425,909	17,759,001	79,625,248
654,262	4,920,510	3,425,909	16,074,282	77,957,652
612,991	4,921,191	3,425,909	16,143,020	77,738,100
621,955	4,639,776	3,425,909	18,612,426	80,102,502
598,370	4,664,208	3,425,909	16,769,050	78,425,844
554,593	6,440,263	3,425,909	13,593,765	72,356,228

貸 出 金				コ ー ル ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
15,144,149	1,302,798	4,514	16,606,399	620,000	7,658,421	79,897,130
14,699,520	1,308,742	4,854	16,170,604	524,642	6,963,597	79,625,248
14,867,358	1,293,471	3,324	16,317,917	529,810	6,338,233	77,957,652
14,399,094	1,258,983	3,923	15,816,774	529,835	5,794,204	77,738,100
14,981,992	1,327,780	3,298	16,477,210	520,923	7,057,976	80,102,502
14,978,994	1,331,984	3,356	16,485,051	520,000	5,565,932	78,425,844
14,468,488	1,403,983	3,919	16,040,566	760,000	6,553,969	72,356,228

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		方				
	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機 関 貸 付 金
59,106	34,105,206	34,024,966	-	442,697	17,175,212	6,795,898	1,530,863
60,923	35,245,212	35,169,138	2,000	449,135	17,140,765	6,812,817	1,558,407
64,055	33,764,596	33,684,613	2,000	453,963	17,112,530	6,765,160	1,529,289
58,598	34,005,603	33,930,371	-	455,176	17,140,634	6,812,020	1,523,926
59,504	34,098,425	34,002,413	-	436,187	17,042,887	6,800,786	1,553,048
57,319	34,182,640	34,103,622	13,000	433,765	17,142,631	6,907,287	1,543,422
58,179	33,588,866	33,503,673	2,000	424,236	17,115,172	6,965,211	1,472,067

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

借 方							報 告 組 合 数
現 金	預 け 金		有価証券・金銭の信託		貸 出 金		
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 公 庫 (農)貸付金	
410,451	63,181,457	62,929,868	4,657,488	1,686,697	23,001,426	207,075	706
385,036	62,684,541	62,420,640	4,828,965	1,853,065	23,131,655	206,556	706
396,389	63,956,238	63,697,457	4,842,826	1,871,009	23,133,587	206,288	706
415,355	64,036,024	63,778,179	4,756,401	1,848,406	23,191,000	206,176	706
407,443	64,369,785	64,106,456	4,718,729	1,815,045	23,196,194	206,235	706
394,477	64,166,232	63,887,814	4,626,003	1,763,426	23,098,818	206,351	706
383,297	62,098,687	61,857,153	4,794,766	1,697,852	23,322,813	221,301	713

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方				借 方				
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2013. 7	2,122,239	1,459,386	10,037	55,554	13,802	1,480,874	1,462,553	123,508	551,246
8	2,132,609	1,468,587	10,033	55,694	14,781	1,491,552	1,472,554	119,711	554,260
9	2,135,375	1,456,205	10,033	55,694	13,977	1,497,500	1,478,353	118,557	550,381
10	2,194,567	1,520,645	10,032	55,792	14,179	1,561,129	1,542,273	115,628	549,816
2012. 10	2,142,213	1,478,475	8,890	56,620	13,529	1,456,490	1,438,069	141,834	568,920

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁 業 協 同 組 合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方					借 方							報 告 組合数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金			
	計	うち定期性	計	うち信用 借 入 金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金		
2013 . 5	873,718	520,875	129,038	100,558	120,017	6,949	835,215	824,371	1,539	218,505	12,327	137	
6	884,413	522,602	130,308	101,239	118,487	6,590	840,443	829,084	1,736	219,859	12,146	137	
7	878,555	519,149	131,693	101,474	120,263	7,154	835,239	824,370	1,736	220,071	12,195	137	
8	879,564	516,522	131,791	101,973	120,233	6,947	837,280	825,919	1,336	220,160	12,169	136	
2012 . 8	869,298	517,071	140,673	107,694	121,885	7,009	824,765	813,432	1,851	214,505	12,977	145	

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
3 貸出金計は信用貸出金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残高	2010 . 3	844 ,772	511 ,870	2 ,633 ,256	2 ,072 ,150	567 ,701	1 ,173 ,807	167 ,336	
	2011 . 3	858 ,182	526 ,362	2 ,742 ,676	2 ,124 ,424	576 ,041	1 ,197 ,465	172 ,138	
	2012 . 3	881 ,963	533 ,670	2 ,758 ,508	2 ,207 ,560	596 ,704	1 ,225 ,885	177 ,766	
	2012 . 10	897 ,929	552 ,251	2 ,705 ,336	2 ,193 ,174	588 ,464	1 ,246 ,750	181 ,863	
	11	897 ,595	552 ,570	2 ,726 ,473	2 ,199 ,114	588 ,631	1 ,243 ,587	181 ,684	
	12	908 ,534	561 ,352	2 ,740 ,965	2 ,230 ,610	598 ,672	1 ,260 ,120	183 ,921	
	2013 . 1	901 ,794	555 ,691	2 ,742 ,754	2 ,213 ,746	590 ,574	1 ,247 ,839	182 ,793	
	2	903 ,049	557 ,112	2 ,753 ,907	2 ,226 ,139	593 ,299	1 ,253 ,060	183 ,466	
	3	896 ,929	553 ,388	2 ,856 ,615	2 ,282 ,459	600 ,247	1 ,248 ,763	182 ,678	
	4	900 ,563	558 ,742	2 ,844 ,244	2 ,279 ,933	600 ,395	1 ,262 ,871	184 ,239	
	5	898 ,782	555 ,128	2 ,872 ,017	2 ,272 ,525	597 ,813	1 ,257 ,519	183 ,571	
	6	912 ,290	565 ,798	2 ,856 ,093	2 ,305 ,310	606 ,945	1 ,273 ,931	185 ,841	
	7	911 ,507	552 ,462	2 ,820 ,634	2 ,280 ,308	602 ,013	1 ,268 ,197	185 ,266	
	8	915 ,953	555 ,325	2 ,801 ,076	2 ,291 ,522	605 ,240	1 ,273 ,901	186 ,258	
9	911 ,489	552 ,724	2 ,858 ,995	2 ,298 ,025	608 ,561	1 ,278 ,023	187 ,002		
10	P 915 ,253	555 ,567	2 ,817 ,089	2 ,279 ,349	605 ,292	1 ,276 ,569	P 186 ,650		
前年同月比増減率	2010 . 3	1 .4	0 .6	2 .2	3 .5	1 .2	1 .7	2 .3	
	2011 . 3	1 .6	2 .8	4 .2	2 .5	1 .5	2 .0	2 .9	
	2012 . 3	2 .8	1 .4	0 .6	3 .9	3 .6	2 .4	3 .3	
	2012 . 10	1 .9	3 .4	2 .3	2 .4	0 .9	1 .8	2 .9	
	11	1 .9	3 .3	1 .2	2 .6	0 .8	1 .7	2 .9	
	12	2 .0	3 .6	2 .5	2 .9	1 .1	1 .9	3 .0	
	2013 . 1	1 .9	3 .2	2 .2	3 .0	0 .8	1 .7	2 .8	
	2	1 .8	3 .3	2 .7	3 .3	0 .9	1 .8	2 .8	
	3	1 .7	3 .7	3 .6	3 .4	0 .6	1 .9	2 .8	
	4	1 .6	3 .3	4 .4	3 .2	0 .5	1 .7	2 .6	
	5	1 .7	2 .9	4 .4	3 .8	1 .2	1 .8	2 .6	
	6	1 .7	2 .7	4 .7	4 .1	1 .3	2 .1	2 .6	
	7	1 .8	0 .1	4 .0	4 .3	1 .5	2 .2	2 .6	
	8	2 .0	0 .6	4 .1	4 .6	2 .0	2 .3	2 .7	
9	1 .8	0 .7	4 .3	3 .9	2 .4	2 .2	2 .4		
10	P 1 .9	0 .6	4 .1	3 .9	2 .9	2 .4	P 2 .6		

(注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。

2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。

3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）

4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	2010. 3	226,784	55,916	1,797,912	1,544,708	433,144	641,575	94,025
	2011. 3	223,241	53,591	1,741,986	1,571,010	436,880	637,551	94,151
	2012. 3	219,823	53,451	1,741,033	1,613,079	444,428	637,888	94,761
	2012. 10	216,790	54,931	1,706,696	1,622,384	436,157	628,846	94,433
	11	216,309	54,437	1,709,154	1,625,372	436,678	629,303	94,591
	12	215,420	54,340	1,731,394	1,646,428	443,315	634,878	95,313
	2013. 1	214,859	54,136	1,728,171	1,639,450	438,635	628,116	94,846
	2	214,891	53,803	1,744,485	1,641,040	438,615	627,599	94,863
	3	215,438	54,086	1,768,869	1,665,710	448,507	636,876	95,740
	4	214,079	52,936	1,746,675	1,645,861	441,060	628,896	94,759
	5	215,303	52,650	1,742,604	1,653,076	441,074	628,729	94,923
	6	215,366	52,544	1,767,866	1,659,257	443,787	631,591	95,149
	7	215,797	52,359	1,769,637	1,661,962	442,831	630,823	95,291
	8	215,826	52,881	1,771,607	1,668,866	443,293	632,872	95,460
	9	214,815	52,478	1,785,374	1,681,134	449,209	636,974	96,105
	10 P	214,777	53,639	1,768,498	1,675,044	445,206	634,327 P	95,989
前年同月比増減率	2010. 3	1.4	△0.9	△5.3	0.0	0.0	△1.1	△0.1
	2011. 3	△1.6	△4.2	△3.1	1.7	0.9	△0.6	0.1
	2012. 3	△1.5	△0.3	△0.1	2.7	1.7	0.1	0.6
	2012. 10	△2.1	1.6	△0.1	3.3	0.6	△0.5	0.5
	11	△2.1	1.8	0.2	3.2	0.6	△0.3	0.7
	12	△2.0	1.2	0.1	3.3	0.7	△0.5	0.6
	2013. 1	△2.1	0.8	1.0	3.3	0.7	△0.5	0.6
	2	△2.0	0.9	1.3	3.3	0.7	△0.6	0.5
	3	△2.0	1.2	1.6	3.3	0.9	△0.2	1.0
	4	△2.0	△0.1	1.5	2.9	0.5	△0.4	0.8
	5	△1.5	△0.7	2.1	3.5	0.9	0.1	1.1
	6	△1.4	△0.2	2.9	3.3	0.7	0.2	1.2
	7	△1.3	△0.9	3.5	3.5	0.8	0.4	1.4
	8	△1.2	0.8	4.6	3.5	1.0	0.7	1.5
	9	△1.3	△1.7	3.8	2.8	1.7	0.3	1.2
	10 P	△0.9	△2.4	3.6	3.2	2.1	0.9 P	1.6

(注) 1 表9(注)に同じ。

2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。

3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

東日本大震災発生から2年が経ち、被災市町村においては、復興計画に基づいて本格的な復興事業が進められているところです。

過去の大災害と比べ、東日本大震災は、①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと、②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ、広範囲に被害をもたらしていること、に際立った特徴があります。それゆえ、阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても、さらにそれ以上の長期にわたる復興の取組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり、それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取組みがあります。また、福島原発事故による被害の複雑性は、復興の形態をより多様なものにすることになるでしょう。

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年3月に開設しました。

その目的は、地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより、その記録を将来に残すと同時に、情報の共有化を図ろうとするものです。

このホームページが、復興の取組みに少しでも貢献できれば幸いです。

農林中金総合研究所は、農林漁業・環境問題などの中長期的な研究、農林漁業・協同組合の実践的研究、そして国内有数の機関投資家である農林中央金庫や系統組織および取引先への経済金融情報の提供など、幅広い調査研究活動を通じ情報センターとしてグループの事業をサポートしています。



URL : <http://www.quake-coop-japan.org/>

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2014年1月号第67巻第1号〈通巻815号〉1月1日発行

編集

株式会社 農林中金総合研究所／〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 代表TEL 03-3233-7700

編集TEL 03-3233-7775 FAX 03-3233-7791

URL : <http://www.nochuri.co.jp/>

発行

農林中央金庫／〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱所

農林中金ファシリティーズ株式会社／〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 Nツアービル TEL 03-5295-7580 FAX 03-5295-1916

定価

400円(税込み) 1年分4,800円(送料共)

印刷所

永井印刷工業株式会社